

# 一九三〇年代における三井物産会社の展開過程(中)

—商品取引と社外投資を中心に—

春 日 豊

はじめに

## 一 一九三〇年代の経営動向

- 1 昭和恐慌への対応
- 2 商品取引の動向
- 3 関連事業投資の拡大
- 4 利益金の推移とその特徴

## 二 主要商品の取引構造

- 1 鉱業部門商品—石炭・石油—
- 2 重工業部門商品—機械・金物—

(以上前号)

(一) 機械

〈付表〉

(以上本号)

(二) 金物

- 3 繊維部門商品—生糸・その他—
- 4 穀肥・食品部門商品—砂糖・穀肥・水産物—

## 三 社外投資の展開

- 1 株式投資の諸特徴
  - 2 重化学工業投資
  - 3 植民地および「満州」・中国投資
  - 4 国策会社・統制会社投資
- 小括—株式投資の意義—

むすび

〈付表〉

(以下次号)

## 2 重工業部門商品——機械・金物——

### (一) 機械

一九二〇年代における三井物産の機械取扱の特徴は輸入品中心であり、品種としては紡織機械と電気機械の取扱を主軸としている点にあった。こうした特徴は、三井物産の機械商売の歴史的蓄積に加えて、紡績業と電気事業をリーディング・セクターとして展開していた当該期日本資本主義への対応の所産でもあった。両部門への労働手段Ⅱ機械の供給、しかも国内生産の技術的・量的低位性ゆえに、それらを主として欧米より供給することによって、三井物産は流通部門における機械取扱の中核的位置を占めていたと言えよう。しかし、一九二〇年代後半から進展する国内産業構造の変化Ⅱ重化学工業化の発展は、三井物産の右のような機械取扱基盤の比重を低下させ、昭和恐慌を画期として三井物産の機械取扱構造を大きく変容させた。この点についてまず販売面からその特徴を検討していこう。

第一の特徴は、輸入の急速な落込みと国内売買Ⅱ内需化の急進である。一九二五(大正一四)年には全機械取扱額の約六一%を占めていた輸入が、二〇年代末には四〇%に低下し、昭和恐慌下の三二年には三〇%へ、さらに三三年には一七・七%にまで急落したのに対して、国内売買は一九二五年の二七・六%から二九年の四八・五%、三二年の六二・六%へと急増した(第26表参照)。この変化を端的に示した取扱機械が、一九二〇年代の主軸商品である紡織機械類と電気機械類であった。第27表は、この事実を明瞭に示している。電気機械類の輸入取扱比率は、一九二五年の六〇・三%から五年ごとに二八・三%↓三・七%と減少し、一九三九年には〇・五%となり、紡織機械類も同時期に五二・二%↓四〇・八%↓一五・九%↓〇・七%と急減している。それと同時に、この表は一九二〇年代後半から一九三〇年代における機械取扱の市場分野の変化が、品種によって異なり、ほぼ三つのタイプに大別されることを示している。

第26表 市場分野別機械販売決済高推移

年	輸出		輸入		内国売買		外国売買		合計	
	千円	対全体比 %	千円	対全体比 %	千円	対全体比 %	千円	対全体比 %	千円	対全体比 %
1925	2,891	4.2	41,607	60.9	18,894	27.6	4,849	7.1	68,241	100.0
26	4,612	5.6	46,141	56.8	27,676	34.0	2,777	3.4	81,207	100.0
27	5,973	7.0	45,862	54.2	29,654	35.1	2,986	3.5	84,475	100.0
28	4,382	4.6	44,392	47.1	40,831	43.3	4,484	4.7	94,089	100.0
29	4,750	4.5	41,988	40.3	50,484	48.5	6,855	6.5	104,078	100.0
30	7,601	7.0	44,785	41.3	49,627	45.7	6,385	5.8	108,399	100.0
31	7,947	11.4	21,284	30.5	32,562	46.7	7,862	11.2	69,655	100.0
32	4,942	7.6	15,052	23.3	40,427	62.6	4,087	6.3	64,508	100.0
33	14,783	15.5	16,887	17.7	58,746	61.7	4,706	4.9	95,122	100.0
34	23,013	17.8	20,889	16.1	83,691	64.8	1,476	1.1	129,069	100.0
35	36,523	22.4	26,064	16.0	95,825	58.8	4,392	2.6	162,805	100.0
36	43,580	25.5	16,292	9.5	105,278	61.6	5,576	3.2	170,726	100.0
37	39,508	21.9	26,585	14.7	104,773	58.2	8,945	4.9	179,811	100.0
38	54,473	22.0	55,468	22.4	124,595	50.4	12,425	5.0	246,961	100.0
39	51,893	16.5	74,820	23.8	152,952	48.8	33,628	10.7	313,295	100.0
40	54,020	16.6	50,936	15.7	172,079	53.1	46,795	14.4	323,830	100.0

出典)「機械販売決済高品別並商売別表」(三井物産「事業報告書」所収 物産615)より作成。

注) 1. 千円未満四捨五入。小数第2以下切捨て。比率は各年における分野別の構成比。

第一のタイプは電気機械・紡織機械に典型的に示されたように、輸入取扱が一貫して減少し、それと対照的に国内売買ないし輸出が増大していく機械類であり、原動機類や鋼鉄材料もそれに該当する。第二のタイプは昭和恐慌期に輸入が落ち込むものの景気回復期ないしは日中戦争期から輸入が増大に転じるケースであり、工業用諸機械や兵器・軍用品・その他（工作機械、自動車などを含む雑機類）にあてはまる。第三は第一、第二のいずれにも属さない鉱山用諸機械、鉄道用品のケースである。こうした三井物産の機械取扱の差異は、それぞれの国内メーカーにおける技術的蓄積の達成度の差異を反映したものであった。

第一のタイプは一九二〇年代とりわけその後半にすすめられた技術的蓄積の高度化により、昭和恐慌を否定的媒介として自給化を一応達成し、国内市場の掌握と外国品の排除と輸出の進展へと向った機械群である。

第27表 市場分野別商品種別機械販売済高推移

	年次	輸出		輸入		内国買		外国買		合計	
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
原動機類	1925	11	0.1	5,613	81.0	655	9.4	648	9.3	6,927	100.0
	1930	89	0.7	8,195	71.3	2,429	21.1	765	6.6	11,478	100.0
	1935	524	3.5	2,137	14.6	10,579	72.4	1,366	9.3	14,606	100.0
	1939	3,502	10.5	48	0.1	23,038	69.1	6,739	20.2	33,326	100.0
電機機械類	1925	503	3.8	7,826	60.3	4,482	34.5	151	1.1	12,962	100.0
	1930	1,069	6.9	4,354	28.3	9,766	63.5	168	1.0	15,358	100.0
	1935	4,665	24.8	704	3.7	12,967	69.1	427	2.2	18,764	100.0
	1939	8,261	27.3	167	0.5	19,397	64.1	2,416	7.9	30,240	100.0
紡織機械類	1925	708	6.0	6,087	52.2	3,722	31.9	1,132	9.7	11,650	100.0
	1930	1,632	9.2	7,198	40.8	4,387	24.8	4,402	24.9	17,620	100.0
	1935	4,560	16.9	4,310	15.9	17,431	64.6	644	2.3	26,945	100.0
	1939	3,703	27.5	103	0.7	6,936	51.5	2,713	20.1	13,455	100.0
工業用機械	1925	13	0.7	1,529	85.5	246	13.7	—	—	1,788	100.0
	1930	220	2.3	4,977	54.2	3,967	43.2	3	0.0	9,167	100.0
	1935	815	9.2	6,177	69.8	1,241	14.0	607	6.8	8,840	100.0
	1939	168	0.8	18,044	88.0	1,833	8.9	436	2.1	20,481	100.0
鉱山用機械	1925	—	—	1,162	37.0	400	12.7	1,575	50.2	3,137	100.0
	1930	1	0.0	1,713	79.9	353	16.4	76	3.5	2,142	100.0
	1935	469	19.3	1,085	44.7	819	33.7	53	2.1	2,426	100.0
	1939	6,482	43.5	708	4.7	3,402	22.8	4,277	28.7	14,869	100.0
鉄道用品	1925	830	14.8	1,931	34.4	2,291	40.9	547	9.7	5,598	100.0
	1930	1,241	11.8	2,454	23.4	6,646	63.4	140	1.3	10,482	100.0
	1935	16,839	77.8	76	0.3	4,490	20.7	216	0.9	21,621	100.0
	1939	13,612	55.5	495	2.0	7,838	32.0	2,549	10.4	24,494	100.0
鋼鉄材料	1925	159	2.4	4,087	62.5	2,217	33.9	65	1.0	6,529	100.0
	1930	153	1.1	5,924	43.6	7,277	53.6	210	1.5	13,564	100.0
	1935	775	4.5	3,553	20.9	12,459	73.5	145	0.8	16,932	100.0
	1939	2,503	17.8	248	1.7	8,847	63.1	2,734	17.1	14,331	100.0
兵器用品	1925	329	5.0	2,444	37.4	3,685	56.4	75	1.1	6,533	100.0
	1930	2,719	14.6	3,325	17.9	12,500	67.4	—	—	18,545	100.0
	1935	1,153	3.9	2,274	7.7	26,028	88.1	60	0.2	29,514	100.0
	1939	6,938	7.1	28,406	29.3	58,265	60.2	3,097	3.2	96,706	100.0
その他	1925	338	2.5	10,927	83.3	1,195	9.1	655	5.0	13,115	100.0
	1930	475	4.7	6,645	66.1	2,303	22.9	620	6.1	10,043	100.0
	1935	6,725	29.0	5,748	24.8	9,811	42.3	874	3.7	23,158	100.0
	1939	6,724	10.2	26,603	40.6	23,070	35.2	8,994	13.7	65,391	100.0

出典) 第26表と同じ。

注) 千円未満四捨五入。小数第2位以下切捨て。

これに対して第二のタイプは技術的蓄積の立遅れによる自給化の未発達ないしは量産体制の決定的立遅れを示している機械群である。工業用諸機械の輸入額が、絶対額において一貫して上昇している点にこの事実が明瞭に示されている。第三のタイプの鉱山用諸機械・鉄道用品は、第一のタイプに近い。それらは第一のタイプと同様やはり昭和恐慌後には技術的達成↓自給化を果すのであるが、第一タイプとの相違は、鉱山用諸機械では昭和恐慌期に輸入比率を急増させている点、また鉄道用品では昭和恐慌期の輸出比率が極めて高い点にある。

昭和恐慌期における鉱山用諸機械の輸入比率の増大は、同時期における生産過程の「合理化」に対応し、諸炭山・鉱山において新鋭機械の導入を計った点に起因している。鉱山用諸機械は、その国内供給源が極めて限定されており、しかも「合理化」に照応する新式機械の量産を可能にする技術的条件が欠如していたため、輸入比率の増大が生じたのである。しかし鉱山用諸機械が昭和恐慌を媒介として技術的達成↓自給化が計られたのに対し、工業用諸機械ないし工作機械や自動車などを含む「その他」は、それが成し得ず、日中戦争勃発後に輸入比率を高めていくのである。

鉄道用品は三井物産の機械取扱のなかで唯一、この時期に輸出比率が非常に高い商品である。一九三〇年の一一・八％から一九三五年は七七・八％にはね上がった。こうした変化は、鉄道技術における早期の技術達成を前提として、満鉄の存在が重要なファクターとして作用したと言える。たとえば一九三三年下期には満鉄と八六四万九〇〇〇円の鉄道用品の売約をしているし、一九三八（昭和二三）年下期には一五五七万円の大口売約をしている。<sup>(1)</sup>

総じて三井物産の輸出機械の大口仕向先は、満鉄などの国策会社と在華紡に典型的に示される日系企業それに政府需要が中心であった。これに国内取引として処理される朝鮮や台湾の植民地国策会社・日系企業・官需を加えれば、それらの比重はいっそう高まる。一九三四（昭和九）年九月に三井物産機械部に輸出掛の新設が決定されたのも、満州国産業開発事業の進展による輸出の増大への対応であった。<sup>(2)</sup>

種別決済高

鉄道用品		鋼鉄材料		兵器用品		その他		うち工作機械		合計	
千円	%	千円	%	千円	%	千円		千円	%	千円	%
5,598	8.2	6,529	9.6	6,534	9.6	13,115		2,782	19.2	68,241	100.0
10,051	12.4	8,205	10.1	7,206	8.9	11,356		701	14.0	81,207	100.0
12,047	14.3	9,764	11.6	8,112	9.6	12,341		490	14.6	84,475	100.0
11,570	12.3	13,097	13.9	11,845	12.6	10,534		609	11.2	94,089	100.0
14,368	13.8	12,931	12.4	13,432	12.9	14,973		1,123	14.3	104,078	100.0
10,482	9.7	13,566	12.5	18,545	17.1	10,043		1,083	9.3	108,399	100.0
4,578	6.6	10,644	15.3	11,240	16.1	8,968		431	12.9	69,655	100.0
4,059	6.3	6,693	10.4	17,325	26.9	6,573		749	10.2	64,508	100.0
9,836	10.3	9,324	9.8	28,374	29.8	11,033		2,671	11.6	95,122	100.0
13,055	10.1	15,164	11.7	32,087	24.9	15,379		4,615	11.9	129,069	100.0
21,621	13.3	16,932	10.4	29,514	18.1	23,158		7,407	14.2	162,805	100.0
30,003	17.6	17,942	10.5	34,688	20.3	18,948		4,192	11.1	170,726	100.0
19,374	10.8	11,436	6.4	39,971	22.2	26,770		7,527	14.9	179,811	100.0
17,009	6.9	9,266	3.8	70,540	28.6	46,668		21,169	18.9	246,961	100.0
24,494	7.8	14,332	4.6	96,706	30.9	65,391		34,260	20.9	313,295	100.0
60,373	12.3	23,540	4.8	103,147	21.0	126,197		68,480	25.6	492,231	100.0

となる。1939年の鋼材には上期のみ旧機械部商品を含む。

- 1940年の数値は売約高。ゴチックは構成比第1位、イタリックは第2位を示す。
- 千円未満四捨五入。小数第2位以下四捨五入。

以上のように一九三〇年代の三井物産は、日本機械工業の各種機械のそれぞれの発展状況<sup>(3)</sup>に対応しつつ、機械取扱の蓄積基盤を外国品中心から国産品中心へ―日中競争勃発後輸入比率が一定回復するもの―その比重を変化させていったのである。

販売面からみた機械取扱の第二の特徴は、機械種別取扱構成の変化である。その結論を先取的に言えば、一九二〇年代後半における電機・紡織機械主軸の商品取扱から昭和恐慌を経た満州事変期にはそれらに兵器及軍用品が加わりつつ機械取扱の多様化が進み、日中戦争勃発以降には兵器及軍用品と工作機械・自動車などに主軸商品が移動した点にある。

以上の特徴について第28表によりもう少し詳しく、以下四点にわたって述べてみよう。

①まず電機・紡織機械類についてみると、一

第28表 機械商品

年	原動機類		電気機械類		紡織機械類		工業用諸機械類		鉱山用諸機械類	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
1925	6,927	10.2	12,962	19.0	11,650	17.1	1,788	2.6	3,137	4.6
26	11,283	13.9	17,792	21.9	12,111	14.9	1,580	1.9	1,622	2.0
27	6,808	8.1	14,698	17.4	17,964	21.3	1,562	1.8	1,177	1.4
28	10,958	11.6	15,440	16.4	13,539	14.4	4,785	5.1	2,325	2.5
29	5,591	5.4	16,951	16.3	20,235	19.4	4,221	4.1	1,373	1.3
30	11,478	10.6	15,358	14.2	17,620	16.3	9,167	8.5	2,143	2.0
31	8,570	12.3	7,543	10.8	10,078	14.5	7,197	10.3	833	1.2
32	5,929	9.2	8,024	12.4	11,370	17.6	3,593	5.6	939	1.5
33	5,112	5.4	9,472	10.0	16,562	17.4	4,278	4.5	1,132	1.2
34	6,781	5.2	15,374	11.9	16,977	13.2	12,839	9.9	1,411	1.1
35	14,606	9.0	18,764	11.5	26,945	16.5	8,840	5.4	2,426	1.5
36	18,112	10.6	15,682	9.2	24,753	14.5	8,643	5.1	1,954	1.1
37	22,218	12.4	21,639	12.0	19,072	10.6	15,714	8.7	3,618	2.0
38	25,208	10.2	24,643	10.0	24,125	9.8	24,239	9.8	5,267	2.1
39	33,326	10.6	30,240	9.7	13,455	4.3	20,481	6.5	14,869	4.7
*40	37,004	7.5	78,758	16.0	10,613	2.2	38,201	7.8	14,398	2.9

出典)「機械販売決済高品類別並商売別表」(三井物産「事業報告書」所収 物産615)より作成。

- 注) 1. 「その他」とは雑種機械、機械工具(工作機械)、機械雑品、自動車・自転車類を示す。比率は各商品の全体に対する構成比。  
2. 鋼鉄材料には鉄管類を含む。なお鋼材類は原則として1936年8月5日付で金物部取扱商品

九二〇年代後半では二八年を除いて全機械取扱の三五%以上を占めていたのが、一九三〇年代前半期には二五〜三〇%に落ち、日中戦争勃発以降には一〇%台に低下した。とくに紡織機の低下は著しく一九三五(昭和一〇)年の一六・五%から四年後の一九三九年には四・三%に落込んでいる。②こうした電機・紡織機類と対照的に昭和恐慌以降急増するのが兵器・軍用品である。一九二七(昭和二)年まで一〇%未満であった取扱比率が、一九三〇年には一七・六%に上昇して機種別で第一位に立ち、以降一九三九年まで一貫して取扱額でトップを続け、日中戦争勃発以降の一三・八、三九年には約三割を占めている。この兵器・軍用品取扱で特に注目したいのは、昭和恐慌下においてその取扱比率が急上昇してトップの座に躍り出た点であり、他種機械類が一九三〇(昭和五)年から一九三二年にかけ

第29表 昭和恐慌下の機械取扱(主要販売商品)

年	a 全体額	b 三井系企業	b / a	c 官・軍需	c / a
	千円	千円	%	千円	%
1930	37,107	4,939	13.3	23,604	63.6
31	24,452	1,367	5.6	12,426	50.8
32	59,815	5,821	9.7	35,856	59.9

出典) 各期「事業報告書」より作成。

- 注) 1. 本表の数値は「主ナル売約」として上記史料に記載されている数値のみであって機械取扱の全体ではない。しかも、種別により記載に精粗があり、兵器・軍用品の売約先が詳細なのに比し、鉱山機械は売約先がほとんど記載されていない。このため三井系企業への売約は低く、官軍需は高い数値となっている。したがって本数値は目安にすぎない。なお官軍需には国策会社を含む。
2. 千円未満四捨五入。小数第2位以下四捨五入。

て取扱額を急落させているのに対して、兵器・軍用品の取扱額は一九三一年に減少するもののいわば高位安定化している点である。この事実、昭和恐慌下の三井物産の機械取扱において軍需が重要な下支えとなり、利潤の減少を防いでいたことを意味している。さらに他種機械類においても、この時期には満鉄や朝鮮鉄道、諸官庁などのいわば官需が比重を高めており、昭和恐慌下の三井物産は機械取扱において官軍需を一方の重要な下支えとし、三井財閥傘下の諸企業を他方の下支えとして恐慌を乗り切ったと言えよう(第29表参照)。

③ 日中戦争勃発以降の兵器・軍用品取扱の伸びと並んで、同時期の自動車・工作機械(第28表中の「その他」とくに工作機械の伸びが著しい。この取扱額の増加が輸入によってもたらされた点については既に述べた。④最後に工業用諸機械類の取扱が一九二〇年代末から増加し、昭和恐慌後に一旦減少するもの一九三〇年代半とりわけ日中戦争勃発以降増加している点を指摘できよう。

以上一九二〇年代後半から一九三〇年代における三井物産の機械取扱の変化として、販売面から二つの特徴を指摘した。すなわち日本の諸機械工業における技術的蓄積の達成度如何によりさまざまなバイアスをもちつつも昭和恐慌を画期に総体として輸入基調から国産品取扱に比重が大きく変化したこと、取扱商品構成における電気・紡織機主軸から兵器・軍用品・工作機械類への主軸の移動、この二つである。こうした市場分野別、商品構成別変化のより具体的



内容を明らかにするために機械種別の販売の動向をより立入って検討しておく。

〔紡織機〕 一九二〇年代後半の紡織機販売に少なからぬ影響を与えたのは、年少者・女子の深夜業禁止規定を盛り込んだ改正工場法（一九二九年七月一日施行）の問題である。施行の切迫した前年には、深夜業廃止準備のために紡績機の代替が急速に進められ、不況にもかかわらず売約高が激増した。<sup>(4)</sup> こうした紡績業における「合理化」の一定の達成と恐慌とが重なることによつて一九三〇（昭和五年）上期には売約高が激減し、内地においては「機械ノ需要殆ンド皆無ノ状態」<sup>(5)</sup>となった。こうした落込みに歯止めをかけたのが在華紡の存在であり、「之（前掲引用）ニ反シ支那紡績ハ引続キ好採算ニ推移シ新計画モ多ク期中、上海紡織、申新、裕豊等ヨリ相当纏リタル注文ヲ獲得」<sup>(6)</sup>して紡織機械取扱の落込みを軽減した。しかし、それでも売約高が前期に比し一八％減少し、下期には上期に比してさらに六三％の激減をみた。

恐慌からの回復がみられるのは、一九三二年下期からであり、翌年にはほぼ恐慌前の取扱額水準に達し、売約高では一九三四（昭和九）年下期に、決済額では翌年ピークに達した。<sup>(7)</sup> この時点までに国内紡織業の新規拡張・設備更新が一段落し、その後国内市場が縮小し下降線をたどつたため、三井物産では朝鮮・「満州」（以下カッコ省略）・中国とくに華北への輸出に力を注いだ。<sup>(8)</sup> 加えて日中戦争後の一九三八年下期には紡織機械類の輸入が禁止され、さらに「紡織染色整理用機械製作ノタメ（ノ）鉄材使用禁止トナリ新增設計画モ資金調整法ノ制限アリ、輸出商内ニ全力ヲ尽ス以外ニ局面打開ノ策ナク」という状態に迫りやられ、戦時体制の強化とともに不急不要な紡織機の生産に制限が加えられ、三井物産の取扱額も減少の一途を余儀なくされたのである。

〔電気機械類〕 水火力発電所用品や電気会社方面など一九二〇年代の電力化に伴う電気機械需要の拡大に支えられて発展した三井物産の電気機械類の取扱は、昭和恐慌下の水力発電所需要や電鉄需要の激減によつて、他の機械類に比較してこの時期に最も落込みの激しいものの一つであった。

紡織機同様、電気機械類の取扱も一九三二（昭和七）年下期の開西共同電力、朝鮮窒素、東洋レーヨンなどへの発電機の販売を中心に回復し、やはり一九三四（昭和九）年には恐慌前の水準に回復し、その後絶対額では紡織機と異なり一九三六年に若干落込をみせるものの、一九四〇（昭和一五）年まで上昇線をたどった（前掲第28表参照）。

とくに日中戦争勃発後の一九三八年上期から「各種重工業ノ発展ニ伴ヒ電力ノ需要激増セルタメ変電所用品ノ引合モ増加シ一般工業用電気設備、船舶用電気用品、電鉄用品等モ相当活氣ヲ呈シ」たと記録されるように電気機械への需要が拡大した。この時期になると、むしろ製品不足による価格の高騰が問題となり、同年一月に製造メーカーにより日本電気機器工業組合が結成され、生産統制が企てられた。

〔原動機類〕 一九二〇年代後半の原動機類の取扱は、不安定なうちに推移し（第28表参照）、一九二九（昭和四）年下期には汽罐類の売行きが好調な半面、船舶用機関の成約が世界的な不況と「近來主ナル造船所ハ孰レモディゼル機関ノ製作權ヲ獲得シ夫々之レヲ製造スルニ至リシタメ」に減退した。こうした状況下で昭和恐慌に遭遇したため、一九三二（昭和七）年一〇月に実施された船舶改善助成施設の実施にもかかわらず、三井物産経由の引合は少なく、三井物産の原動機類取扱は容易に回復しなかった。一九三四（昭和九）年上期に電力会社への販売と満鉄・南満州電気・満州石油などからの纏った注文によって回復のきざしが表われ、翌年上期の発電所の建設による需要の拡大、一九三六（昭和一一）年上期の電力界の好況による注文の激増によって、三井物産の原動機取扱は完全に回復し、拡大局面に入った。一九三八（昭和一三）年上期には電力需要の拡大と満州国産業開発五か年計画の実施により「火力発電所用機関及汽罐ノ記録的成約」を示した。下期には輸入為替の獲得が困難となり、パプコック汽罐の輸入が大打撃を受けるが、「鮮満方面ヨリ大口引合」、すなわち鴨緑江水電、日室（長津江）、朝鮮電力、昭和製鋼所、朝鮮通信局、魯大公司など朝鮮・満州方面への大口売約が三二五七万二〇〇〇円（発電機・電気機関車も含まれる）にのぼった。このように三井物産の一九三〇年代にお

ける原動機取扱は、前半期の長い低迷のあと電力需要と朝鮮・満州への輸出をバネに拡大していったのである。

〔鉄道用品・鋼材〕 恐慌の影響によって一九三〇（昭和五）年上期からはとんどの機械類の取扱が減少するなかで兵器・軍用品とこの鉄道用品のみが売約を増加させた。それを支えたのは台湾総督府からの発注と満鉄との年度契約による受注であつた。<sup>(18)</sup> 同年下期からは鉄道用品も売約を減少させるが、一九三二年下期からの回復も昭和恐慌期と同様次の説明にみられるように満鉄と植民地からの需要によつてもたらされた。<sup>(19)</sup>

内地向目覚マシキモノナキモ満州ニ於ケル鉄道充実ヘ刻下ノ急務トシテ軍部ヨリ要求アリタル結果満鉄ヨリ大口注文アリ、軌条及付属品ニ於テ対満鉄、製鉄所製四〇キロ三二七四千円、三菱商事への売約満鉄向一三〇〇千円、大阪神戸両市電氣局、青森營林局ヨリノ注文等主ナルモノニシテ前期ノ約四倍、機関車、車輛、鉄道用品等モ大部分満鉄ニ対シ日本車輛製七〇輛八七二千円、同ガソリン客車六輛一六八千円、住友製機関車用外輪六一八千円等ノ成約、其他満鉄向ホイラーチューブ、台湾鉄道部用ガソリン客車五輛、内地鉄道省納蓄電池関係品約定等アリテ前期ノ四倍以上ノ売約ナリ

このような植民地ないし満鉄からの需要による取扱の増大は、鋼材関係も同様であつた。たとえば一九三三（昭和八）年下期には「橋桁ノ大口注文輻輳、満鉄、台湾道路港灣課、慶尚南道庁等主ナルモノ」と説明され、翌三四年上期にも<sup>(20)</sup>「満鉄ヨリ引続キ鉄桁ノ大口注文アリタル」と指摘されている。

鉄道用品・鋼材用品はその後も植民地・満州（満鉄中心）への輸出を中心に拡大した。「満鉄向車輛及鉄道用品注文輻輳セル為メ売約総計老千五拾万円ニ達シ」（一九三五年上期）、「鮮満及台湾方面ノ車輛注文多ク異常ノ活況ヲ呈セリ」（三八年上期）、「（鉄道用品について）時局ノ影響ニヨリ満鮮、台湾ヨリ注文殺到何レノ製造家モ満腹其消化ニ苦シミ満鉄引合ニテハ遂ニ内地製材料ノ不足ヲ告グ十數年来初メテ米國品ニテ一部充當セル等頗ル活況ヲ呈シタリ」（三八年下期）、「鮮満

ノ鉄道、電力設備ノ新設拡張ニ伴ヒ橋梁、鉄塔並機関車用鋼管ノ需要ヲ喚起シ巴組ノダイヤモンドトラスハ軍事方面ノ需要起レリ(同上)<sup>(22)</sup>など。このように三井物産の鉄道用品・鋼材取扱は、植民地・満州への事実上の官需に依拠して拡大したのであり、第27表でみた鉄道用品輸出比率の異常な高さは、官需に対する他資本との激烈な商権獲得競争を展開しつつ、官需に依拠してもたらされたのである。事実、一九三〇年代半ば以降の三井物産の各期「事業報告書」に掲載<sup>(23)</sup>されている大口成約は、満鉄と植民地向が圧倒的な比重を占めている。

〔工業用諸機械〕 昭和恐慌下の工業用諸機械の大口受註先は、三井系諸企業と官需であった。一九三〇年上期を例にとると、雑種機械として一括されている工業用諸機械の大口の成約は、三井系では三井鉱山(アンモニア合成装置、空気の圧搾機、硫酸製造装置…計一〇三万三〇〇〇円)、北海曹達(曹達製造装置…三二万五〇〇〇円)、東洋レーヨン(酸液回収装置…一三万円)、ボルネオ油田(油井削泉機…一五万九〇〇〇円)、官需では専売局(両切紙巻機…一七万八〇〇〇円)、朝鮮専売局(同上…一〇万六〇〇〇円)、満鉄(電気シヨベル、ドラフト・ギヤー…三三万三〇〇〇円)で、その他は大阪瓦斯(二五万六〇〇〇円)、横浜船渠(一四万四〇〇〇円)だけである。<sup>(24)</sup>このような三井系諸企業と官需への依拠は下支えは、工業用諸機械の場合にはその後もほぼ一貫していた。たとえば、一九三二年下期の大口受註先をみると、全体額四一四万二〇〇〇円うち二〇五万八〇〇〇円が海軍省であり、そのほか八幡製鉄所・専売局・内閣統計局・内務省・広海軍工廠合計三二万四〇〇〇円と官需で過半を占め、三井系では中島飛行機八九万円のほか東洋石油・小野田セメント・造船部合計三二万四〇〇〇円で全体の三割を占めている。<sup>(25)</sup>工業諸機械類の取扱が本格的に増大するのは日中戦争勃発後であり、製鋼や軽金属工業用諸機械類の輸入を中心に銅、アルミの増産、製鉄、製鋼など重工業向け機械類の需要が盛んになり、一九三八年度における三井物産の大口受註先をみると日本製鋼(三五〇万円)、日本製鉄(八七四万五〇〇〇円)、住友金属(三一六万七〇〇〇円)、協同企業(八九〇万円)、昭和製鋼(二三五万四〇〇〇円)、日本金属工業(二六三万円)、鴨緑江水電(二

一七万四〇〇〇円）、三井鉱山（一八万二〇〇〇円）の名が挙げられ、先に指摘した国策会社（官憲）と三井系企業への販売が基調になっている。

〔雑種機械・工作機械〕 三井物産の雑種機械・工作機械の取扱も、恐慌からの回復過程において官軍需に依存しつつ増大し、恐慌前の最大取扱額を上廻った一九三五（昭和一〇）年の上半期においても「雑種機械・海軍省掃海艇八拾四万円、暹羅国海軍モータータンカー七拾六万四千余円、鎮南浦府砕氷船参拾五万円、満鉄機関車測定装置式拾八万式千余円、日本製鉄起重器拾万六千円等大口受注アリ」と記述されるように官軍需が大きな比重を占めている。日中戦争勃発後に急増するこれら諸機械類の取扱は、一九三八（昭和一三）年七月一日実施の鉄鋼配給統制規則・工作機械供給制限・銑鉄鑄物製造制限・銅鋼使用制限など配給統制によって雑種機械の取扱が伸び悩み、また工作機械類も為替管理の強化によって伸び悩むが、翌年上期には内地生産力拡充計画と満州国産業開発五か年計画の進行に伴ない、「採金船索道、起重機、電気炉等ノ需要旺盛ヲ極メタリ、工作機械ニ於テハ内地品売約漸増シツ、アルモ大部分ハ輸入品ニテ、軍需民需共ニ優秀ナル外国製多量生産機械類ヲ以テ工場ノ整備ヲ急クモノ頗ル多ク引合ハ当部未曾有ノ巨額ニ達シタリ」と指摘されるように、急増した。大口売約先は、満州採金（採金船三一四万円）、横須賀工廠（雑種機械一七二万円）、東京自動車工業（旋盤二二八万円）など、下期では中島飛行機（工作機械四六〇万円）、東辺道開発（電気炉二五七万円）、住友金属（電気炉、工作機械など二二五万円）、日本製鉄（起重機一四二万円）などであり、官軍需ならびに三井系企業の比重が高い。

〔兵器・軍用品〕 三井物産の兵器・軍用品取扱は、昭和恐慌期にもさして落達まず、むしろ基調として増加を示し、昭和恐慌期における同社の機械取扱を下支えしつつ、その後には機械取扱における最も重要な蓄積基盤になっていく。たとえば昭和恐慌下の一九三〇（昭和五）年上期の状況について<sup>26</sup>

一般事業界ハ一率ニ苦境ニ沈淪セルニ反シ本商内ノミハ独リ有利ニ發展シ、陸軍兵器本廠探照燈三九台、陸軍航空本部戦闘機々々体四〇台、海軍省ジュピター發動機二五台等陸海軍ノ購入品輻輳シ、加之前期來弗々引合タ見タル对支兵器輸出ニ於テ期初宋子文ヨリ(上海)改造野砲十二門ノ如キ大口注文アリタル等増因ヲナシ極メテ良好ナル成績ヲ収メ得タリ

と報告され、兵器・軍用品は、昭和恐慌の打撃を受けずに取扱額を増加させている。その後、兵器・軍用品の取扱額が飛躍的に増大するのは、日中戦争勃発以降であり(第28表参照)、航空機の取扱を中心に急増する。この航空機取扱の増大は、これまで同製品取扱の中心であった中島飛行機の陸軍航空本部への販売が同社と航空本部との直接取引に移行したにもかかわらず<sup>(3)</sup>、輸入中心に激増しており、同製品需要の急激な拡大を物語っている。

これまで販売市場の側面を中心に機械種別に三井物産の機械取扱について長々と検討を加えてきたのは、他にもない機械取扱の市場基盤を探るためであった。その結論、すなわち一九三〇年代における三井物産の機械取扱の市場基盤の特徴は、次の三点に集約できる。第一に官軍需が大きな位置を占めている点である。とくに昭和恐慌期の下支えや恐慌脱却過程における需要、また日中戦争期の飛躍的拡大が、官軍需によってもたらされたことは、すでに検討したとおりである。これらの各期において兵器・軍用品は言うまでもなく、鉄道用品・鋼材・工業用諸機械・雑種機械・工作機械なども官軍需の役割が大きかった。第二に植民地(とくに朝鮮)・満州の比重の高まりである。各種機械販売の動向の個所で指摘しておいたが、支店別取扱額を示した第30表がこれを端的に示している。第三に三井系企業からの受託が、三井物産の機械取扱に重要な役割を果していることである。とくに不況・恐慌期において三井物産機械取扱の下支えとなつた点<sup>(32)</sup>が重要である。

以上、これまでの議論では販売的側面から、三井物産の市場分野別、商品構成別機械取扱の変化をその市場基盤の変

1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

第30表 支店別機械取扱決済額推移

		1930 <sup>年</sup>	1935	1939
国内	機械本部	51,410	56,035	124,493
	横須賀	754	2,223	7,176
	名古屋	4,666	4,420	7,971
	大阪	28,506	45,755	51,105
	門司	3,345	3,279	9,714
	呉佐保	2,204	4,772	8,167
植民地	台北	2,302	2,513	3,088
	京城	2,467	4,660	10,895
満州	大連	4,343	24,600	31,351
	奉天	18	3,070	11,055
	新京	—	806	9,069
中国	天津	83	468	2,841
	上海	5,986	3,141	5,023
	青島	153	435	2,242
その他	バンコック	8	364	6,293
	ニューヨーク	—	637	8,318

出典)「機械商売高店別表」(「事業報告書」所収)より作成。

- 注) 1. 表出支店は半期100万円以上社外販売店。  
2. 千円未満四捨五入。

化ともかわらせて検討してきた。そこから導き出される結論は、三井物産の機械取扱の変化が日本機械工業の技術的蓄積の達成度如何に対応しつつ内外製品を調達し、かつ日本の産業構造の変化に重化学工業化とその発展のあり方に対応して新たな製品を組み込むことによって果されたのである。換言すれば、一九三〇年代の三井物産の機械取扱は、日本の重化学工業化に対応して、旧来の基盤を確保しつつ重化学工業用諸機械類を自己の蓄積基盤に組み込むことにより、その拡大を果したと言えよう。

それではこのような変化がどのように果されたのか、この点が次の課題となる。この点を解明するために、まず三井物産の購入面における変化について検討を加えていこう。

三井物産の機械取扱に関する新たな模索

は、すでに一九二六(大正一五)年六月の第九回支店長會議に表われていた。「機械部商売ノ發展策」(支店長會議々案)<sup>33</sup>がそれである。その趣旨は、次のように機械取扱の趨勢を見透し、それへの対策を提案したものであった。すなわち現状の機械取扱における製造工業用機械、機械工具類の低さを指摘し、その克服を課題としながら機械取扱の留意すべき点として①政府の国産奨励策、②「製造ヨリ直接消費へ」とする製造家と需要家の直接取引による流通資本の排除の傾向、③関税障壁や政府の国産重視政策に対応する海外メーカーの日本への進出、④自社工場の設立への動き、⑤商事会社の製造業兼営ないし製造業者との特約関係の進展、この四点を基本的に挙げ、その対策として次の二点を掲げた。

- 一、自社ニテ其製品ノ販売ヲ左右シ得ル強キ関係アル工場ヲ設クル事、  
之レハ優良ナル製品ヲ製出スル工場ニシテ、金融難ニ陥レル如キ工場ニ投資スル事、若クハ自カラ工場ヲ新設スル事、  
而シテ、同工場ニテ外国ニ於ケル一流製造家製品ノ製造権ヲ買受クル事、
- 二、外国一流製造家ト共同出資シテ内地ニ工場ヲ新設シ、其販売権ヲ当社ニ保有スル事、  
尤モ此場合ニ於テモ、現在代理シ居ル必要ナル製造家トハ成ルベク手ヲ切ラズシテ、好関係ヲ持續シ得ル様努ムルト共ニ尙進  
ンデ良好ナル製造家ト新タニ好関係ヲ結ブ様尽力スル事

ここで示された対策は、全面的に実行に移されたわけではない。しかし、その一部は徐々に実施されていったし、そこで示された機械取扱の現状認識は、その後の三井物産の機械取扱方針の指針となった。

三井物産の機械取扱方針に大きな変容を迫る画期となったのが昭和恐慌であった。すなわち従来の外国品中心主義の三井物産の機械取扱は、政府の国産奨励政策による国産品の抬頭によって、新たな対応を余儀なくされ、また昭和恐慌期以降の重化学工業の発展に伴ない重化学工業用機械類の取扱を蓄積基盤に組み込まなければならなかったし、加えて



何よりもメーカーの自販への動きに対処しなければならなかった。こうした状況下で三井物産がとった基本的な方針は、次の四点に集約できる。

第一が、欧米製造家との契約を解除し、同種製品製造の国内メーカーに契約を切替えること、第二が欧米からの技術導入に製造権の買収により、それを国内メーカーに付与することによって一手販売権を獲得し、両社の結合を強化すること、第三が投融資による一手販売権の獲得ないし子会社の設立を計ること、第四が同業組合・共販組合など各種組合の設立を促進し、その利用によって取扱額を増大し、流通資金を節約すること、この四点である。

〔第一点について〕 国内における機械メーカーの技術的蓄積の高度化と政府の国産奨励政策に対応して、不況が深刻化した一九三〇（昭和五年）三月一日、三井物産本店機械部は、ニューヨーク、ロンドンなど海外機械支部宛に海外機械メーカーとの代理契約に関して次のように国産品取扱認可条項を挿入するように指令した。<sup>34</sup>

国産品奨励ノ声既ニ久敷以前ヨリ喧伝セラレ居リ候事ハ御熟知ノ通りニ有之候処、近来一般不景氣一層深刻トナルニ及ビ此運動ハ更ラニ真険味ヲ帯ビ来リ、従来ハ主トシテ官庁方面ニ止マルガ如キ觀アリシモ今ヤ官民ヲ不問国民全体的ノ声ト相成、實際引合ニ当リテ輸入品ハ絶対ニ購入セズト最初ヨリ言明スル向不尠候処、斯カル場合当社ハ外国製造家ヲ代理致居ル關係上其契約ニ束縛セラレ全々内地ノ商品出来ス事ト相成候テハ将来ノ当部商内發展上由々敷問題ト存候、就テハ今後代理店契約締結若クハ更新ノ際ハ「得意先ガ国産品ノミ指定スル場合ニ同種ノ製品ト雖モ当社ハ国産品ヲ取扱ヒ得ルモノトス」ノ条項ヲ是非契約ニ挿入スル様御配慮相成度特ニ御願申上候

さらに翌月二一日には業務課長から「国産品奨励ニ就テ」<sup>35</sup>の指令が出され、「有効ナル内地ノ『メーカー』ト好關係ヲ結ブ事ハ最モ肝要ニシテ又事実内地品が外国品ニ優ルモノアリテモ従来ハ舶来品尊重ノ傾向アリタル為メ閑却サレ居

ルモノアルベク」これら諸点に関係各店の注意を促した。こうした方針に沿って、一九二〇年代末期から徐々に進行していた外国メーカーとの契約解除ないし取引の減少と国内メーカーとの提携強化が急速に進展した。紡織機におけるプラット社から豊田式織機(株)ないし(株)豊田自動織機製作所への取扱比重の変化(のち詳述以下同様)、鉄道用品におけるアメリカン・ロコモティブ社(American Locomotive Sales Corp. 一九三〇年八月二五日付一手販契約解除)から日本車輛(株)へ、鉱山用機械におけるアメリカン・ブドウ社(American Blowe Corp. 一九三一年五月七日付契約解除、シロッコ扇風機製作メーカー)やサリヴァン社(Sullivan Machinery Co. 一九三三年秋より契約内容変更、コールカッターなど鉱山用諸機械メーカー)から三池製作所その他の国内メーカーへ、自動車製品のディアレンシャル・ステイール自動車会社(Differential Steel Car Co. U.S.A. 一九三一年六月三〇日契約解除)から三昭自動車へ、シーメンズ・シュッケルト電気会社(Siemens Schuckert D. K. Kaisha : 東京 一九三二年四月一日付契約解除 ラルセンストバイリング製作メーカー)から八幡製鉄所製品へ、電気ドリルのインディペンデント・ Pneumatik・トゥール会社(Independent Pneumatic Tool Co.)から芝浦製作所製への転換<sup>(36)</sup>(一九三二年七月提起)など一九二〇年代末から一九三〇年代にかけて欧米製造家との契約解除が進行した。一九三三(昭和八)年六月には機械部から代理契約を整理すべき製造家として米国製造家一四軒、英国製造家五軒、仏国製造家・日本製造家各一軒が呈示されたように(第31表参照)、欧米製造家との契約解除が進行し、<sup>(37)</sup>国内メーカーへの代替が進展していった。しかし、三井物産の機械取扱において輸入品の取扱が決して軽視されたわけではない。<sup>(38)</sup>一九三二年七月の第一〇回支店長会議における浅田機械部長の次の発言がそれを端的に示している。

内地品ハ世間ノ不景氣ト国産奨励ノ応援アルガ為メ、実質以上ニ跋扈セル時期ト考ヘラレ、結局変態的狀態ニテ、一朝景氣が恢復セバ外国品輸入ハ以前程デ無クトモ復活ヲ見ルベキモノト思ハル、我機械部ハ現今ノ情勢如何ニ不拘、其『ファンクシヨ』ハ矢

1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

第31表 代理店を整理すべき製造家(1933年)

	製造業者名	契約年月
米 国	Ames Pump Co., Inc.	1928. 12
	Duplex Electric Co.	27. 5
	Ferracute Machine Co.	11. 7
	Food Machinery Co.	30. 2
	Fitzpatrick Products Corp.	21. 3
	Johns & Lamson Machine Co.	26. 5
	John B Adt. Co.	31. 11
	Mcdonald Machine Co.	29. 10
	Pacific Foundry Co.	26. 2
	Petree & Don Engineers Inc.	25. 7
	Rockwell Co. W.S.	27. 7
	Tabor Mfg. Co.	12. 9
	Ward Motor Vehicle Co.	29. 10
Int. Postal Supply Co.	30. 5	
英 国	Benham & Sons Ltd.	1929. 8
	Brayan Donkin Co.	29. 1
	Henry Simon Ltd.	26. 4
	Mulcott Belting Co.	14. 10
	Thomas Utley & Co., Ltd.	29. 8
仏 国	Claude & Hatton	1923. 9
日 本	南千住製作所	1930. 9

出典) 昭和八年六月十五日「代理店整理ノ事」(三井文庫所蔵未整理史料)より作成。

張外国品中心主義ニテ従来ノ地盤ヲ  
守ルト同時ニ、是非内地品ナラザル  
ベカラザルモノトカ、或ハ内地品中  
見込ガ有リ、利益有リト信ズルモ  
ノ、開拓ニ尽力スル方針が適当ト考  
ヘラル

こうした機械部長の発言の背景に  
は、日—欧米間の技術水準の較差に  
よる輸入依存の不可避性と外国取扱  
の有利性<sup>(39)</sup>利益率の高さの二点があ  
った。実際、当時の日本の技術水準  
から見て輸入に頼らざるを得ない製  
品が少なからず存在した。この点に  
ついて浅田は次のような機械類を挙  
げている。<sup>(40)</sup>

第一、内地ニテ製造出来ヌ「ローリ  
ングミルマシーン」、「セメントミル  
マシーン」、「ディーゼルロコモティ

「ブ」、人造肥料其他ノ「ケミカルプラント」等、第二、特許権ニ依リ保護セラル、モノ、第三、新規ノ発明品、第四、「キャバシチー」ノ大ナルモノ、例ヘバ「ターボージェネレーター」二万五千「キロワット」以上ノモノ、第五、多量生産ニ依ラネバナラヌモノ、例ヘバ乗用車ノ如キモノ、其他特種ノモノ等ハ依然トシテ輸入ニ俟タザル可カラズ

言うまでもなく右記の機械類が一貫して輸入依存品であつたわけではなく、国内メーカーによる技術的達成と国内メーカーへの切り換えが進行しつつ<sup>(41)</sup>、しかも間断ない技術的進歩によつて新たな輸入品の必要性が生ずるといふ関係、とりわけ一九三〇年代における日本の重化学工業化の急速な進展は、その関係を加速させたと言えよう。事実、三井物産の新規一手販売契約に多数の欧米メーカー、とくに米国メーカーが存在していること(第32表参照)、しかもその間多数の契約解除(確認できるだけでも米国は一〇〇件以上)を伴つて新規契約が締結されていったことは、その何よりの証左である。

〔第二について〕 技術導入による国内メーカーとの提携について、一九三一年七月の支店長会議においてニューヨーク支店長は次のようにその必要性に触れている。<sup>(42)</sup>

国産奨励ト本邦生産者聯絡

当店トシテハ日本市場向 Improvement ヤ Invention ニ注意シ、之ガ特許権、実施権ヲ手ニ入ル、コトニ努メ之ヲ内地製造家ニ売ルカ或ハ必要ニ応ジ新会社ヲ設立、之ガ販売権ヲ獲得スルコト必要ナリ

こうした技術導入ニ製造権の購入とその付与による国内メーカーとの提携は、昭和恐慌前後の国産奨励と軌を一にして増大した。三井物産が独自に製造権を購入し付与した件数は、資料の残存状況からみて八五件程度と推定され、その

うちの残存資料四〇件中一九二八―三四年に約半数が集中していることでも、その事実を裏付けている。製造権の譲渡先は判明する限り海軍艦政本部、石川島造船所、湯浅蓄電池、中島飛行機、東京計器製作所、日本製鋼所、物産造船部、電気化学工業、満鉄、日本アルミ、住友伸銅、芝浦製作所、三機工業、愛知時計電機、三井鉱山、陸軍省、久保田鉄工所、田中製作所、東京電気、東京航空計器、京三製作所である。<sup>(43)</sup>このうち造船部によるバーマイスター・エンジンの導入は技術導入として有名な例であるが、他社との関係では中島飛行機と東京計器製作所が最も典型的な例である。<sup>(44)</sup>

中島飛行機へは判明するだけで二〇年代から一〇件以上の欧米メーカーからの製造権を譲渡し、また東京計器の場合には一九二九年から三二年の間だけで五件の製造権を譲渡している。製造権の内容は、中島飛行機の場合、言うまでもなく航空機関連である。フランスのロレーヌ(Lorraine)、ブルゲー(Breguet)、ニューポール(Neuport-Astra)、ファルマン(H. & M. Farman)、グロスター(Gloucester shire)各社のロレーヌ四五〇馬力航空発動機、ブルゲー一九型航空機、ニューポール四二型航空機、ファルマン減速装置、グロスター艦上機、イギリスのプリストル航空会社(The Bristol Aeroplane Co., Ltd.)のジエビター航空発動機、またアメリカのライト(Wright Aeronautical Corp.)、チャンス・ボート(Chance Vought Corp.)両社のそれぞれライト・ワールウイドJ五型発動機、飛行監視装置の製造権を譲り受けている。東京計器の場合には、諸種の計器類であり、早くは一九一七年に米國スペリー・チャイロスコープ社(Sperry Gyro-Scope Co.)の探照燈、一九一九年には同社のチャイロコンパス、その後漸次航空用計器、同器材の製造権を譲り受け、一九二九年以降には米國のパイオニア社(Pioneer Instrument Corp.)の速度計・高度計・昇降計・油量計・磁気コンパスなど、同じく米國のホームライト社(Homelite Corp.)の発動装置など、またフランスのブイヨン・フレール社(Bouillon)の飛行機用消化装置の製造権を譲り受けている。

このような製造権の買収とその譲渡という直接的な技術導入による提携強化の方法のほか、技術導入による提携強化

第三十二表 機械関係新規一手販売契約（一九三〇～四〇）

契約相手 (月)	商 品	期間	契約相手 (月)	商 品	期間
一九三〇年					
12	Hall-Scott Motor Car Co.	○	6	Guy Motors Ltd.	○
2	Food Machinery Co.	○	11	日本車輛製造(株)	○
9	(株)南千住製作所	○	2	Norton Co.	○
3	B.S.A. Tools Ltd.	○	7	津上製作所	○
1	新田帯革製造所	○	7	中島飛行機製作所	○
2	岡原計器製作所	○	1	帝国発条製作所	△
5	撰津ゴム(株)	○	12	東京製鋼(株)	○
5	International Postal Supply Co.	○	1	メヤム自転車組合	○
6	The Egly Register Co.	○	9	発動機製造(株)	○
10	Ames Crosta Mills & Co.	○	9	日本エヤーブレーキ(株)	○
11	Ray Burner Co.	○	2	U.S. Rubber Export Co.	○
一九三一年			3	タイヤモンド・ライニング	○
5	東京計器製作所	▲	3	営業所	○
11	A. B. Oelrergard & Co.	○	3	Ira M. Petersime & Son.	○
6	芝浦製作所	○	7	American Air Filter	▲
8	"	○	6	菅沼研究所	▲
10	"	○	9	木村製作所	▲
4	池員製作所	○	10	守谷定吉商店	○
11	The John B. Adt Co.	○	12	A. H. Angtegebruk	▲
	Philip & David Inc.	○		東邦化工合資会社	○
			一九三二年		
			7	芝浦製作所	*

1930年代における三井物産会社の開過展程（春日）

契約相手	(月)	商	品	期間
東京電気(株)	7	(電)	電球	△
〃	10	(電)	積算電力計配線機械	△
田辺商店	12	(電)	ラジオ受信器	◎
東洋針布製造(株)	11	(紡)	紡績用各種針布	◎
Textile Machinery Makers, Ltd.	12	(紡)	精紡機	◎
日本空機機械工業所	7	(鉱)	鉱山用諸機械	◎
The De Havilland Aircraft Co., Ltd.	11	(兵)	軽飛行機など	◎
山桜自動車製作所・荒井製作所・宮田リム製作所	2	(自)	自転車用部品	◎
鈴木機械商店	3	(自)	ガンソリン動力運搬車	◎
The Studebaker Export Corp.	4	(自)	乗用車	▲
Rogers Paper Mfg. Co.	3	(織)	プレスボード	○
Scheibel & Co.	3	(織)	ライター石	◎
一九三三年				
久保田鉄工所	2	(原)	陸上用発動機	○
東京金網(株)	1	(電)	特許東洋電気炉	◎
帝國電気(株)	1	(電)	照明用電球	◎
芝浦製作所	5	(電)	標準電動ポンプ	○
〃	7	(電)	アジャックス誘導電気鎔解炉	▲
豊田式織機(株)	7	(紡)	綿糸紡績機	◎
武田鉄工所	12	(工)	減速度装置	○
Kearney & Trecker Corp.	4	(作)	フライス盤	○

契約相手	(月)	商	品	期間
The American Tool Works Co.	4	(作)	ラジアル・ドリル、旋盤	○
(Norton Co.	2	(作)	研磨機	▲
The Warner & Swasey Co.	10	(作)	タレット旋盤	◎
Gidding & Lewis Machine Tool Co.	11	(作)	水平中ぐり盤	◎
合資会社巴組鉄工所	12	(鋼)	鉄塔、鉄柱など	△
日本カーボン(株)	4	(織)	カーボン製品	◎
日本碍子(株)	6	(織)	N・G点火栓	▲
(株)ウシオ製作所	9	(織)	バルブ、コック	▲
合資会社英工舎	12	(織)	目覚時計、置時計	○
佐竹製作所	12	(織)	各種精穀機	◎
合名会社高密工場	12	(織)	映写機及付属品	▲
東京計器製作所	12	(織)	消化装置、出火探知装置	▲
一九三四年				
湯浅蓄電池製造(株)	4	(電)	蓄電池・乾電池など	◎
東洋ファイバー(株)	6	(紡)	紡績用カードケンス	◎
John Jardine Ltd.	11	(紡)	編機及付属品	○
東京計器製作所	5	(工)	エクリップス始動装置、部品	▲
Gould & Eberhardt.	2	(作)	ギア・削岩機	◎
日本空機機械(株)	3	(作)	空気工具類など	△
Leland Gifford Co.	7	(ボ)	ール盤、スピンドル	◎
Sperry Gyroscope & Co.	3	(兵)	ジャイロスコープ	*

契約相手	(月)	商	品	期間
中島飛行機(株)	4	(兵)	ライトサイクロン、 発動機及部品	△
長田工業所	9	備ナガタベルト		△
Magnafux Corp.		備Magnafux粉		○
一九三五年				
東華電気炉製作所	4	(電)特許電気炉		◎
木下鉄工(株)	10	備染色機械		◎
The Cone Automatic Machine Co.	4	(工)自動制御装置		◎
合資会社津田式ポンプ製作所	12	(工)浄水機、同付属品		◎
The Bryant Chucking Grinder Co.	1	(作)インターナル・ グラインダー		○
Goddard & Goddard Co.	2	(作)フライス盤		▲
The Bullard Co.	3	(作)ターレット旋盤、 スピンドル機		○
Norton Co.	7	(作)grinding wheel and grain		▲
(株)萱場製作所	3	(兵)特殊兵器		▲
Douglas Aircraft Co.	7	(兵)フライング・ボート		◎
中島飛行機(株)	5	(兵)タウンエンドリング		▲
(株)久保田鉄工所	10	(鋼)高級鑄鉄管		◎
満州住友鋼管(株)	12	(鋼)熱間仕上継目無鋼管		○
(株)栗本鉄工所	12	(鋼)鑄鉄管及付属品		▲
一九三六年				
高砂鉄工(株)	6	(鋼)暖房用汽鐘、 放熱器用付属品		◎

契約相手	(月)	商	品	期間
H. A. Voss	2	(工)過燐酸製造機		○
国産放熱器(株)	9	(工)暖房用放熱器、 冷凍セクション		◎
松風工業(株)	12	(工)濾過器及付属品		◎
(株)加藤製作所	6	(鉄)ガンリン及ディーゼル機 関車		○
La Pointe Machine Tool Co.	5	(作)穴あけ機		◎
日本工作機械製造組合	5	(作)工作機械並工具		◎
Chambersburg Engineering Co.	12	(作)ハンマー、プレス		◎
特殊合金工具(株)	6	(作)タンガロイ及ダイヤロイ 製品		○
中島飛行機(株)	3	(兵)空国グノーム・ローン航 空発動機		▲
住友金属工業(株)	1	(鋼)製鋼所製品		○
Kollman Instrument Co.	1	(備)精密高度計		○
山本光学器械合名会社	10	(備)双眼鏡、望遠鏡		○
一九三七年				
Henley Extrusion Machine Co., Ltd.	8	(工)continuous lead extrusion machine		▲
Heppenstall Co.	4	(作)die blocks, sow blocks shear knives		○
Madison-kipps Corp.	4	(作)Die casting machine ダイス		◎
Van Norman Machine Tool Co.	7	(作)研磨盤、フライス盤		◎



1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

契約相手	(月)	商 品	期間
Hall Planetary Co.	9	(作)フライス盤	◎
Seneca Falls Machine Co.	11	(作)旋盤、star centering machine	○
高速機関工業(株)	1	(自)自動車、シャシー、部品*	○
日本碍子(株)	4	(備)低高圧碍子、耐酸品	○
スプリングラー(株)	7	(備)自動スプリングラー 及部品	◎
東京航空計器(株)	4	(兵)航空用計器	△
The Lord Mfg. Co.	1939年	(工)剪断タイプ台など	◎
満州鑄物(株)	10	(販)暖房用ボイラー、放熱器	○
メリヤス機械用品(株)	2	(紡)裁縫機、メリヤス機、レ	△
(株)蘆田工業所	1	(工)量水器及同付属品	○
住友金属工業(株)	2	(工)同社製鋼所製品一切	○
Hydraulic Press Ufg. Co.	6	(工)高級板金成形用水圧機	◎
W. F. & John Barnes Co.	2	(作)ドリル、自動飛行制御装 置、軍需品	◎
W. E. Sykes, Ltd.	7	(作)大型捻切器械	
Farrel Birmingham Co. Inc.	9	(作)大型捻切器械	
Sperry Gyroscope	1	(兵)計器類	△
(株)酒井鉄工所	7	(鋼)水圧鉄管	◎

契約相手	(月)	商 品	期間
大同製鋼(株)	2	(電)電気弧光炉及部品	◎
人造石油機械協議会 第一分会	3	(工)人造石油合成用諸機械	
日立工作機械(株)	4	(作)工作機械	◎
Menasco Mfg. Co.	6	(兵)CZ型航空用発動機 及同部品	◎
ベルリン(株)アスカニア工場 {東京航空計器(株)}	7	(兵)LZ第14号型航空機用 自動操縦装置	△

(出典)各期「事業報告書」より作成。

注一、機械部契約のうち改訂、継続を徐く新規契約をすべて掲載した。  
機械部以外でも機械製品の契約は掲載した。

注二、契約相手名の下端の数字は、契約月を示す。

注三、商品の頭にある記号は以下の略である。

○：原動機類、(電)：電気機械類、  
 (紡)：紡織機類、(工)：工業用諸機械、  
 (鉦)：鉱山用機械類、(鉄)：鉄道用品、  
 (作)：工作機械、(兵)：兵器・軍用品(飛行機類を含む)  
 (自)：自動車、自動車、(鋼)：鉄鋼材料、  
 (備)：その他

注四、商品の後尾の印は、契約期間を示す。

1年以内：◎、1年：○、2年：◎、3年：◎、  
 5年：△、10年：△、15年以上(無期限を含む)：△、  
 1~2年：○、2~3年：◎、3~5年：◎、  
 5~10年：△、10~15年：△、無印：期限契約なし。

\*特許権なし製造権存続期間中。

の一形態として合弁会社の設立がある。東洋バブコック製造株式会社、東洋オーチス・エレベーター株式会社、東洋キヤリヤ工業株式会社の設立がそれである。

東洋バブコックは、一九二八（昭和三）年三月、三井物産と英国バブコック・エンド・ウィルコックス社（Babcock & Wilcox, Ltd.）との共同出資によって設立された原動機製作を目的とする合弁会社である。同社の設立については、前年五月二六日に三井物産機械部長によって提起され、同社取締役会で認可された（六月七日取締役会提出、翌日決議）。そこでは同社設立の必要性が次のように説明されている。<sup>(46)</sup>

バ社汽罐ハ当社ノミニテモ毎年七百万円ノ輸入アルモ近来三菱ノカルベ式及汽車会社ノタクマ式等ノ内地製造品現ハレ且ツ国産奨励ノ声高キニ鑑ミ予テバ社ニ於テ経営セル禪馬工場ヲ拡張シ国産品ヲ以テ此競争ニ打勝タント決意シ、当社ト提携同工場ヲ包含スル新会社ヲ設立シ当社ヲ一手販売代理店トシ名実共ニ堅ク当社ト提携セン事ヲ提議スルニ至レリ

右提携ニヨリ予テ当社ガ希望セルバ社製輸入品一手販売権ヲモ獲得スル事トナレリ

こうした三井物産の思惑は、バブコック社側の利害とも一致した。というのもバブコック社では今後関税障壁による日本市場への進出が困難になると予想されたからである。事実、この合弁会社案を最初に提起したのはバブコック社側であった。<sup>(46)</sup>

当初、三井物産がバブコック社と交渉にのぞんだ設立案では、資本金を三四〇万円（バブコック社二四〇万円、三井物産一〇〇万円出資、半額払込）とし、バブコック社（以下バ社と略記）に次のような条件を付した。①バ社は同社製品の日本への輸入に対して f.o.b. 五%の口銭を新会社に支払うこと、②バ社は三井物産の新会社払込金に対して五年間最低六

％の配当又は利子を保証すること、③新会社及びバ社の製作するバブコック式及びスターリング式ボイラー、スーパーヒータ、チエーングレートの三井物産へ一手販売権付与、④バ社及び新会社が他社より直接注文を引受けた場合にはその値段の二・五％の口銭を三井物産に支払うこと、⑤バ社及新会社が見積りする場合には予め三井物産に相談すること、⑥三井物産は同種製品の製作と取扱をしない（ただし、マリン型を日本海軍補助艦用として製作する場合は例外とし、その場合にはバ社に二・五％の口銭を支払う）、この六点であった。その後の交渉の結果、バ社投資工場の資産額の増大要求と引換えに配当保証を一部に、また運転資金の不足が予想されることから資本金二〇〇万円の全額払込とし、三井物産の出資を七五万円に変更すること<sup>(47)</sup>で決着した。

東洋オーチス・エレベーターは、一九三一（昭和六）年一二月に米國オーチス・エレベーター会社（Aulice Elevator Co.）と三井物産の共同出資が決定し、資本金一〇〇万円（全額払込、オーチス、物産比率六対四）で普通エレベーター製作を目的として設立された合併会社である。同社も設立を最初に提案したのはオーチス社側であり、オーチス社案を機械部において検討し、一九三一年八月四日の取締役会で同社の設立が認可されている。同社設立の必要性は、取締役会への提案理由で次のように説明されている。<sup>(49)</sup>

当社トオーチス社ト提携シテヨリ玆ニ四ヶ年半、此間商売ハ極メテ順調ニ経過セント雖モ、其ノ獲得セシ注文ハ主トシテ需要ニ不  
同アル高級エレベーターニシテ普通品ハ概ネ内地製造家ニ奪ハレ、特ニ官庁筋ハ國産奨励ノ為メ内地品ニ非レバ購入セヌ現状ニ  
付、兩社共同出資ノ下ニ本邦ニ新会社ヲ設立シ、之レヲ國産化スルト同時ニ販路ヲ普通品ニ依テ築キ、大勢ニ順応善処セントスル  
次第ニ候

ここでも東洋バブコックと同様、欧米技術の導入により新会社を設立して製品の国産化を計ることにより、三井物産は新会社ならびにオーチス社双方の一手販売権を獲得してエレベーター取扱の拡大をもくろみ、他方オーチス社側はバブコックの場合と同様に予想される関税障壁と日本側の国産奨励への対応として新会社設立を企図したのであり、両社の利害が一致したわけである。

東洋キャリア工業株式会社は、一九三〇(昭和五)年一月に三機工業株式会社(三井物産の一〇〇%出資の子会社で、三井物産機械部商売に伴う据付工事等の担当を目的として設立)と米国キャリア社(Carrier Engineering Corp.)との共同出資により資本金五〇万円(両社同額、他に一〇〇分の八以下で福井商行)で温湿度調整装置製作を目的として設立された合弁会社である。<sup>(50)</sup>三井物産は三機工業の義務を保証する立場にしかないが、実質的には新たな商権の拡大となったことは間違いない。

以上のような欧米からの技術導入による国産化とその製品の一手販売という方式は、一九二〇年代後半から三〇年代前半に集中していた。これに対し、第三の方式である機械メーカーへの投融資による一手販売権の獲得ないし商権の維持・拡大という方式は、一九三〇年代後半に急増する。

〔第三点について〕 投資については次章で詳細に論じるので、ここでは必要な限り言及しておく。三井物産の機械メーカーへの投資は、一九三〇～三三年までは四社で払込額九〇万五〇〇〇円、三四～三六年の三年間では一〇社四一六万四〇〇〇円と増大し、以降三七年が一〇社一四七三万一〇〇〇円、三八年三社一〇二万七〇〇〇円、三九年一〇社五一九万三〇〇〇円、四〇年一〇社八〇八万一〇〇〇円と一九三〇年後半に急増している。このなかには三井合名の資金調達が困難となったため、その代替として投資した芝浦製作所(三七年一〇〇万円、四〇年二五万円)、日本製鋼所(三九年二八二万三〇〇〇円、四〇年七〇万六〇〇〇円)、東洋精機(一九三七年より一四二万一〇〇〇円)への払込も含まれているが、

それらを差引いても一九三〇年代後半とりわけ日中戦争勃発以降に投資が急増していることに変りはない。一九四〇年までの一〇年間に払込金総額五〇万円以上に達したメーカーを列挙すると、東洋オーチス・エレベーター（八〇万円）、津上製作所（一三九万九〇〇円）、東洋鋼材（二三万円）、奉天造兵所（一四八万八〇〇円）、芝浦製作所（前出）、東洋精機（前出）、三機工業（一二七万七〇〇円）、萱場製作所（一〇〇万円）、玉造船所（七〇〇万円）、日本製鋼所（前出）、三井工作（三七五万円）、華北車輛（五〇万円）の一二社である。<sup>(51)</sup>

これらの機械メーカーへの三井物産の投資の性格を検討すると、ほぼ四つのタイプに分類できる。第一が従来からの取引会社への投資であり、取引の基盤安定化のための投資、すなわち引留め策としての投資であり、第二が三井物産関連会社の支配拡大のための投資であり、第三が政府等の行政側からの要請に応じた投資である。そして第四が三井物産の機械取引拡大のための、いわば新規投資である。

第一の典型が津上製作所や萱場製作所の場合である。津上にしろ萱場にしろ従来より三井物産が、その製品の一手販売権を有していたが、それぞれ事業拡大に伴う増資（ないし資金借入）を機会に投資している。津上製作所はゲージ類（精密機械器具測定器）のメーカーであり、一九三二（昭和六）年から三井物産が一手販売を引受け、一九三四（昭和九）年に資本金を三〇万円から一挙に一二〇万円の四倍に増資した（半額払込）。事業拡大に対する軍部からの強い要請があったからである。三井物産は増資払込金の全額を引受けることによって、同社の経営権を掌握した。将来に備えての先行投資的な措置であることは、「当社ハ其製品ノ一手販売ヲ引受け居リ、製品ノ優秀ナル事本邦第一ナリ、軍部ニ於テモ其拡張ヲ希望シ居リ此増資ニヨリ兵器ノ製作ヲモ開始セントスルモノニテ利益ハ当期待シ難キモ国家主要工業ノ基礎トナルモノ」<sup>(52)</sup>と指摘してその投資を認可している点からも明かである。

兵器メーカーである萱場製作所の場合には、一九三五年に三井物産が六五万円の資金融通をおこなうことによつて同

社製品の一手販売権を獲得し、翌年末には軍部の要請による設備拡張に必要な五〇万円を追加融資した。<sup>(53)</sup> こうした同製作所に対する融資金を、一九三八(昭和一三)年に投資に振替えた。これは、同製作所の工場増設に必要な資金を日本興業銀行から借入れるため、三井物産による担保の解除が必要だったからである。<sup>(54)</sup> このような措置を講ずることによって、三井物産は、同製作所製品取扱を不動のものとしている。豊田式織機や東京計器などの増資引受けも、同様の目的からに他ならない。

第二の典型として挙げられるのが、東洋鋼材や東京計器それに紡織関連機械メーカーである。東洋鋼材株式会社は一九三四年に三建工業株式会社と日本鋼材株式会社が合併して設立された資本金一五〇万円のメーカーである。同社の三二万円増資を三井物産・三機工業が全額引受けることによって、両社は同社全株数の半数を所有し、米国トラスコン社の持株を凌駕して、同社を支配下におさめ、三機工業が東洋鋼材の経営の任に当った。<sup>(55)</sup> 東京航空計器株式会社は東京計器製作所の子会社として一九三七年に設立され、子会社設立を資金面から援助したのが三井物産であり、三井物産が東京航空計器の製品の一手販売権を得たのは言うまでもない。<sup>(56)</sup>

紡織関係機械メーカーへの投資は、ウーステッド紡績機械製作試験場の設立、染色仕上機械製造会社の設立があげられる。両者ともに一九三三年一月五日の三井物産取締役会で設立が提起されている。前者は資本金二〇万円で物産・豊田式織機・豊田自動織機の三社の共同出資(各社三分の一)であり、後者は資本金四〇万円で物産五五%、木下鉄工所四五%の共同出資会社である。<sup>(57)</sup> 前者試験工場設立の目的は「英仏ノ優良ナル毛紡関係機械ヲ購入、両豊田ヲシテ研究セシメ本邦国情ニ適スル機械ヲ製作セシムル傍毛糸類ノ賃引営業」とされ、そのねらいが紡織機械取扱の拡大にあることは、次の設立理由ではっきりと示されている。

本邦毛紡関係機械類ノ製作ハ綿紡ニ比シ著シク立遅レ居ルニ依リ両豊田ト提携ノ上、毛紡機械製作試験工場設立ノ本目論見ハ毛紡界ニ貢献スル所大ナルノミナラズ同時ニ両豊田トノ関係ヲ密ニスルコトヲ得、機械部商内ノ發展ニ資スル事大ナリト認ムル次第第二候

また染色仕上機械製造会社の設立についても、次のようにそのねらいを語っている。

当社ハ多年英国マザー・エンド・ブラット社製品ノ代理販売ヲ引受ケ居リシモ、近來國産品進出ノ為メ商内皆無トナレルニ付之カ対策トシテ斯業最古ノ經驗アル木下鉄工所ト提携、新会社ヲ設立シ其製品ノ販売ヲ一手ニ引受ケ以テ機械部商内ノ發展ニ資セントスル次第第二候

以上述べてきた投資の性格は、要するに三井物産による子会社ないし孫会社の設立であり、三井物産はその設立によって従来の取引の拡大をはかったのである。

第三の事例は満州工作機械株式会社や華北車輛株式会社の場合である。満州工作機械の場合には「満州国」の出資要請により応募し、華北車輛の場合には華北交通社総裁の出資要請により、玉造船所名義で出資している。それらが配当保証を伴う安全な会社であることと、三井物産の取引上においても製品取扱拡大の手段となり得ること、さらに公的機関との関係を円滑に維持することによって、今後の商売の発展に便宜を得ること、などから出資に応じたのである。<sup>(58)</sup>こうした政府等からの要請は、日中戦争勃発以降徐々に増大し、とりわけ植民地や満州・中国における会社に多い。三井物産では要請に応ずると同時に反対給付としてさまざまな便宜を獲得したのである。

第四の代表的事例は、昭和飛行機工業株式会社や奉天造兵所の場合である。昭和飛行機は一九三七年六月に資本金三

〇〇〇万円（第一回払込四分の一）で設立された「前途頗ル将来性ニ富ム」国産航空機工業会社であり、三井物産では「同社ニ対シ機械類及ビ諸設備ヲ始メトシ、今後所要ノ材料品並ニ外国特許権等ノ売込ニツキテ有利ナル關係ニ立タントスル」<sup>(59)</sup>ために一〇〇万円の株式を引受けている。また奉天造兵所の場合には、一九三二（昭和七）年に大倉組と共同出資して資本金二〇〇万円（折半）の日本法人で出発するが、一九三六年に満州法人に切り換える際に、分配金一一五万円を再出資した。新会社は資本金四六〇万円で半額を満州国が出資し、残りを三井物産・大倉組の折半出資とした。この場合には、三井・大倉の先行投資を政府側が買収した例であるが、三井物産の兵器・軍用品取扱への意欲を物語っている。<sup>(60)</sup>

以上、三井物産の機械メーカーへの投資を四つのタイプに分けて検討してきた。その結果、三井物産の投資が基本的には商品取扱の増大を目的とするものであって、配当利得の獲得は副次的にすぎないと言うことが判明した。一九二六年の第九回支店長会議、一九三一年の第一〇回支店長会議で繰り返し提起された製造業への投資は、昭和恐慌を媒介として一九三〇年代後半に進展した国内メーカーの技術ならびに資本の蓄積による商業資本の排除ないしは商業利潤の自己包摂志向に対する三井物産の積極的な対応にはかならなかつた。融資もその手段であつたが、三井物産自体による機械メーカーへの融資は少なく（第33表参照、ただし三井銀行、三井信託による融資が三井物産の機械取引を側面から支えた）、経営権に直接関与しうる投資が圧倒的に多かつたのである。

〔第四について〕 同業組合や共販組合などの促進とその利用による取扱額の増大と資金の節約という方式は、機械取扱の場合には少ない。代表的な事例は自転車部品関連製造メーカーを三井物産が組織して結成したメヤム組合<sup>(61)</sup>があり、他には泰平組合を除けば日本工作機械製造業組合との輸出一手販売ぐらいである。<sup>(62)</sup>

各機械メーカーによる技術差やそれに起因する需要者の多様な要求、そうした要求を反映し歴史的に形成されたメーカー、商社、需要者三者の緊密な関係などが、機械取扱に他の商品と異なる性格を付与し、組合利用さらに言えばカル



第33表 機械メーカーへの融資(1930～40年)

議案提出日	融 資 先	金 額	備 考
年月日 1933.11.21	梅田製鋼所(専務 梅田千代松)	15 万円	藤田家の梅田株を引取るため、買取資金を本社より依頼。融資により従来のスピンドルに加えトラベラーの販売代理権獲得見込
" 12.12	株式会社 日本空気機械工業所	6	長期一手販売に必要
34. 7.10	山梅自転車製作所(物産専属工場)	6	自転車用フレーム製作増産のため
" 9.25	紡織機械用品株式会社	9	東洋針布製造株増資払込資金
35. 2.26	株式会社 萱場製作所	65	一手販売権獲得に必要
" 4.16	高速焔機株式会社	75	太田自動車製作所の事業拡張資金融通により一手販売権獲得。このほか商品前貸15万円
" 7.30	株式会社 津上製作所	100	設備拡張のため
36. 7.21	山梅自転車製作所	8	輸出不振による経営困難。救済融資。同社を手放すと部品関係、メヤム組合など総崩れになるため融資必要
" 12. 8	株式会社 萱場製作所	50	軍部の要請により設備拡大に資金必要
37. 2. 2	高速焔機株式会社	56	設備拡張
" 10.19	玉造船所	251.9	潜水艦建造設備投資
38. 2. 1	高速機関社	56	増産資金

出典) 三井物産「取締役会決議録」より作成。

注) 本表は取締役会に提出・可決された件数のみであり、常務取締役等による小額の専決件数は入っていない。千円未満四捨五入。

テル利用を困難にしたと言える。

これまで購入面から、日本の重化学工業化が進展するなかで、三井物産がそれにどのように対処し、機械取扱を維持・拡大し自己の蓄積基盤に組み込もうとしていたかを概観的に検討してきた。ここで、さらに一步を進め、個別メーカーとの関係を追跡することによって、三井物産が如何にして自己の必要とする機械メーカーを引き留めあるいは蓄積基盤に取込んでいったかを、④輸入品から国産品へ転換した典型例として紡織機械メーカーを、⑤輸入品と国産品取扱の双方の取扱を維持した典型例として電気機械メーカーを、⑥新たな蓄積基盤の組込み策の典型例として工作機械メーカーをとりあげ、考察していこう。

#### ④紡織機械メーカー

プラット社 (Platt Bros. & Co., Ltd.) 製品の輸入を基本に展開してきた三井物産の紡織機械取扱は、一九二〇年代後半に大きな転期を迎えた。豊田式織機株式会社と株式会社豊田自動織機製作所（以下豊田自動と略記）の国内二大メーカーの急速な発展とそれを抑えようとするプラット社の政策の狭間に立つことになったからである。

一九二八（昭和三）年一月一日付で機械部ロンドン支部長から機械部大阪支部長宛に次のようなプラット社と豊田自動の共同経営案が提起されてきた。すなわち、両社が提携して、日本において自動織機ならびに紡織機械の部分品の製造ないし英国積送部品の加工組立をおこなうという提案である。この案はロンドン支店がプラット社幹部を説得して提起してきたものであり、ロンドン機械部の意図は、プラット社製品の日本国内一手販売権に伴う他社同種製品の取扱禁止規定によって公式には取扱が禁じられている豊田自動製品と、プラット社製品の取扱を双方正式に可能にすることがねらいだったと思われる。しかし、この案には翌日の折返しロンドン機械支部長宛大阪機械支部長書信でも、その報告を受けた機械部長の大阪機械支部長宛返書でも提携に消極的な態度を示した。<sup>63</sup> その理由は、プラット社と豊田自動と

の提携は物産が出資している豊田式織機との競争を産みだすことになるため、両豊田の合併の上のみプラット社との共同経営案が可能となるが、豊田式織機は紡績機製作に重点があり豊田自動の場合には織機専門メーカーであること、しかも両社間には機械設備などに相違があり簡単には合併できないこと、などをあげている。

このような事情を背景にして、共同案は一時停滞を余儀なくされる。他方でこの間の国内メーカーの急速な発展を背景に、三井物産はプラット社から紡機付属品の内地製造権を得たが、大日本紡績上海工場の二万錠引合問題において、大日本紡績がスピンドルの様な重要部分まで内地品の調達を主唱したのを理由として、プラット社は三井物産に対し従来の部品の内地製造権の取消を要求した。この問題を契機として再び共同案が浮上した。というのも、この問題と絡めて、プラット社は一九三二（昭和六）年三月に同社重役ビゼットを日本に派遣し、再び共同案を提起してきたからである。<sup>(64)</sup>

プラット社が重視したのは、紡織機類のアジア市場への日本品の進出を恐れたからである。先の共同提案に積極的であったのも、早期に日本製品を自己のコントロール下に置こうとしたためであり、一九二九（昭和四）年二月二日付でプラット社が豊田自動織機の製造権を三井物産を媒介として購入したのも、中国・インドなどアジア市場への日本品の進出を阻止するためであった。<sup>(65)</sup>

ビゼットの来朝を機に共同経営案が本格的に討議の俎上へのぼり、四月には豊田式織機と豊田自動との暫定的製作協定が結ばれ、これにプラット社を加えて、三社の協同作業案作成の準備が進められた。<sup>(66)</sup>しかし、この間英国では同国紡織機メーカーの合同が進められ、七月に英国紡織機製造株式会社（Textile Machinery Makers Co., Ltd.）が設立され、その中心メンバーであるプラット社と両豊田との共同経営案は、プラット社単独による現金出資不可能との理由により一〇月には「英国紡機製造家合同成立ノ今日最早や両豊田トノ資本提携実現ハ見込無之」と挫折した。<sup>(67)</sup>

共同経営案の挫折に伴ない、三井物産の主要な交渉相手は英国紡織機製造会社（以下英国紡機と略記）となり、改めて

同社との一手販売契約交渉が必要となり、両豊田の取扱を中心に交渉が進められた。この交渉に伴い、三井物産内部においてもさまざまな案が提出された。大阪機械支部からは内外紡織機メーカー製品の取扱を可能にする案として両豊田製品の販売会社案が提起され、また上海機械支部は同地における同支部のプラット社製品普及の実績を理由に英国紡織機に対して中国市場の販売権を獲得するように強く要請した。<sup>(68)</sup>

本部は、この問題に関して一貫した立場を堅持した。それは両豊田製品を自由に取扱えることとそれを前提とした英国メーカーとの競争回避のための協定、すなわち一手販売権の獲得であった。その背景には言うまでもなく両豊田を主軸とする国内紡織機メーカーの急速な発展があった。本部ではこうした基本方針に沿って販売会社案は英国紡織機との交渉をかえって困難にさせるとして消極的な姿勢を示し、<sup>(70)</sup>また中国市場への販売代理権についても、上海機械支部の強い要請にもかかわらず、その放棄も考えている旨同支部へ通知した。本部では今後は中国市場でも両豊田製品が伸長するとの見透しに立ち、中国代理権の放棄の代償として他社製品取扱の自由を認めさせた方が三井全体の立場から有利だとの判断を示した。<sup>(71)</sup>プラット社製品取扱が圧倒的な比重を占める上海機械支部は、その後も繰り返し中国代理権獲得を主張するが、本部の見解を変えることは出来なかった。また三井物産は、一九三二（昭和七）年一月〜三月にかけて英国紡織機から提案された諸案、基本的には両豊田抑制論をことごとく拒否した。たとえば一月下旬に示された英国紡織機の提案は、三井物産に一手販売権を付与する条件として次の条項を呈示した。<sup>(72)</sup>

一、三井ハ両豊田ノ製産ヲ完全ニコントロールスル事

一、代理店継続中ハ両豊田ノ工場ヲ拡張セザル事

一、大倉商事ト或ル種ノ協定ヲナシ全然同社ヲ疎外セザル事

こうした提案を三井物産が拒否するのは言うまでもない。当時の状況は完全に攻守所を変えていたのである。<sup>(73)</sup>ましてや両豊田製品の取扱を無口銭にするとか、あるいは英国紡機へ半額を譲渡する案を受入れるわけがなかった。<sup>(74)</sup>また交渉が進展しないため、大阪機械支部長から三月二二日付で再び表面上物産が両豊田製品を取扱わない両豊田販売会社案が提出されたが、本部は同二六日付で「将来豊田ノ独立販売ヲ誘導スル恐有之、御賛同申上難キ次第ニ候」とはつきりと反対を表明し、加えて「若シ合同側ガ当方条件ノ元ニ豊田製品取扱ニ不承諾ヲ称ヘ交渉不調ニ終ル様ナラバ当社トシテハ合同ヲ捨ツルカ豊田ヲ捨ツルカ二者ノ内一ヲ選ブベキ岐路ニ立ツ訳ニ御座候」と述べ、当面英国紡機、両豊田の同時取扱を追求していくとしつつも、この段階において英国紡機放棄やむなしとの腹を固めたのである。販売会社案を提起した大阪機械支部長は、この本部回答に不満を示し、販売会社案は英国紡機との関係だけでなく現在の三井物産の立場からみて、紡織機取扱に必要だと四月七日付で次のように反論した。<sup>(75)</sup>

三井トイフモノハ今日大紡績会社ニ対シテ乍遺憾決シテ勢力アル存在ニハ無之、既ニ両豊田ト鐘紡及東洋紡トハ先方ノ要求ニ依リ名実共ニ直接販売ヲ致居リ、大日本紡ハ重役ノ好意ニ依リ当社ヲ通ス事ト致居リ、前二社及他社ヨリノ註文ニシテ当社ノ知り得タルモノニ対シテハ是等需要家ニハ内密ニ豊田ヲ或ハ脅迫的ニ或ハ嘆願的ニ説キツケテ僅ニ「メモ」ヲ発行シテ僅少ノ口銭ヲ貰ヒ受ケ居ル状態ニシテ内地紡績ノ商内ハ例外無ク需要家製造家間ニ直接交渉ニ依リ契約迄取運ビ、カナリ大ナル註文ニテモ一切当方ニ知ラシメザル事往々有之

と述べ、プラット社（英国紡機）の存在をチラつかせて両豊田を掌中に収めることが重要で、プラット社との関係が切れた場合には両豊田を掌中におさめるのが困難、との意見であった。しかし、四月一日付ロンドン支部からの来電により英国紡機は困難な条件を付けずに三井物産が英国紡機と両豊田三社の代理店となることを承認する旨の報告が入っ

た。<sup>(77)</sup> これを受けて、三井物産では早速両豊田から一手販売の確認を得るとともに(豊田式織機は四月三〇日、豊田自動は五月

一日)、六月九日には英国紡機から提出された原案に若干の字句上の修正をほどこした改訂案を作成し、七月一六日名古屋において南条常務取締役、田島大阪支店長、浅田機械部長、古市機械部大阪支部紡織掛主任、中村名古屋支店長の五人によって契約の協議が綿密におこなわれ、<sup>(78)</sup> 大阪機械支部長、上海機械支部長の意見を聴取して、一二月七日に英国紡機との正式の調印をおこなった。<sup>(79)</sup> その内容は字句上の若干の修正と三井物産の口銭を五%から六%に引上げることを除いて三井物産側原案にもとずくもので、<sup>(80)</sup> 英国紡機六社の日本・満州および中国の日本系会社への一手販売権と両豊田の販売を認めるものであった。

他方、三井物産は両豊田の生産販売統制を促進し、両豊田は六月一六日に三井物産立会のもとに左記の生産協定を結んだ。<sup>(81)</sup>

一、本決議ニヨリ統制サルヘキ製品ハ左記式種類ニ限定ス

A. Cotton Ring Spinning Frame

B. Cotton Small Cylinder Carding Engine

二、両豊田共今後壹ケ年間ハ前記式種類ノ機械ノ製造ニ対シ製産拡張ノ設備ヲ為サザル事

但既ニ外部ニ発注シタル拡張用機械及設備ハ此限ニアラザレ共、若シアラバ之ヲ三井物産ニ届出スル事

三、前記式種類ノ機械ニ対シ其売価ノ壹割ヲ積立テ注文取得高ノ実績如何ニ係ラス之ヲ折半両豊田ニ分配スルモノトス

四、本決議ハ昭和七年六月拾七日ヨリ向フ壹ケ年間に取得シタル注文ニ対シ之ヲ実施ス

五、本決議ハ最初ノ試トシテ向フ壹ケ年間実施ノ上其実績ニ依リ更ニ修正協議シ得ルモノトス

このいわば三井物産を販売代理店とする両豊田のプール統制は、六月一九日付『名古屋新聞』にも掲載され、<sup>(82)</sup> その記

事では協定文に明記されていない点、すなわち「協定品以外ノ種目デ相手方ニ於テ製造シテ居ル種目ヲ製造セントスル場合ハ、相手方ノ諒解ヲ求メル事」の指摘もあつた。こうして三井物産は両豊田の独立を促す販売会社を設立せず、英国紡機の契約と並行して両豊田との契約案文の作成にもとりかかり、英国紡機との調印後本格的な詰めを行ない一九三三（昭和八）年七月四日両豊田ともほぼ同様の次のような販売契約をとりかわし、英国紡機の一手販売権とともに両豊田製品の販売権をも掌中におさめたのである。

販 売 契 約 書

株式会社 豊田自動織機製作所（以下単ニ甲ト称ス）ノ製作スル紡織用諸機械（スベアー、パートヲ含ム）ヲ三井物産株式会社（以下単ニ乙ト称ス）ニ販売セシムルニ付契約スルコト左ノ如シ

第一条 甲ハ乙ヲシテ甲ノ製作ニ係ル自動織機及棉糸紡績機械（スベアー、パートヲ含ム）ヲ販売セシメ乙以外ノモノヲシテ販売セシメズ、乙ハ常ニ甲ノ生産設備ノ全機能ヲ發揮シ得ル様努力スルモノトス

第二条 販売区域ハ大日本帝国、満州及中華民国トス

第三条 乙ハ甲ノ製品以外ニ英国紡機製造株式会社（Textile Machinery Makers, Ltd.）及豊田式織機株式会社ノ製作ニ係ル紡織用機械（スベアー、パートヲ含ム）ノ販売ヲモ併セ行フコトヲ得

但乙ハ甲及前記二社ノ製品ヲ販売スルニ当リ三社ノ競争ヲ避クルタメ之カ統制ヲ為スコトニ尽力スルモノトス

第四条 甲ハ原則トシテ直接販売ヲナサ、ルモ止ムヲ得ザル場合ニハ甲ハ直接注文ヲ收受スルコトアルベシ、此場合甲ハ乙ニ見積書及注文書ノ写ヲ交付スルモノトス

第五条 甲ノ乙ニ支払フヘキ販売手数料ハ乙ノ売上代金ノ百分ノ参以下トシ半ケ年毎ニ甲乙協定スルモノトス

第六条 甲カ乙ニ差出ス値段ハ常ニ前記手数料ヲ加算シタルモノトス

第七条 乙ハ甲ノ乙ヲ通シテ為シタル注文ノ内毎月式拾日迄ノ出荷ニ対シ甲ノ出荷証明書類添付ノ請求書ニ依リ代価ノ七割ヲ其月末ニ於テ甲ニ支払フモノトス、乙ハ全金額買主ヨリ入金ノ場合右ノ毎月支払金額及自己ノ手数料ヲ引去リタル金額ヲ其月末

ニ於テ甲ニ支払フモノトス

第八条 乙ハ甲ノ直接引受ケタル註文ニ対シ甲ノ請求アル場合ハ甲ノ出荷証明書類ニ依リ相当金額ノ金融ヲナスコトアルベシ

此場合其金融利子ハ半ケ年毎ニ甲乙協定スルモノトス

第九条 乙ハ甲ニ対シ為シタル註文ノ解約ヲナスコトヲ得ス

但乙ノ得意先ニ於テ已ムコトヲ得サル理由ニ依リ解約ヲ申出テタルモノニシテ甲ノ責ニ帰スルモノ又ハ不可抗力ニ依ルモノハ此限リニアラス

第十条 本契約ノ有効期間ハ満參ケ年トス、右期間経過後ト雖モ甲乙協議ノ上更ニ本契約ヲ継続シ又右期間内ト雖モ甲乙協議ノ上

更ニ本契約ヲ継続シ又右期間内ト雖モ六ヶ月前ノ予告ニヨリ甲乙何レヨリモ解約スルコトヲ得

英国紡機との調印後同社との取引は少なく、その後焦点はインド市場問題に移っていった。というのも豊田自動がすでに英国紡機との交渉過程においてインド進出に積極的な姿勢を見せていたからである。豊田自動の豊田喜一郎は、一九三二(昭和七)年一〇月一五日、三井物産浅田機械部長宛に「プラット豊田自動織機を印度に売<sup>(84)</sup>拡むる建策」を送り、プラット社による豊田自動織機販売の困難さと豊田が販売する際の有利さをそれぞれ以下の五点にわたって指摘し、物産の意見を求めた。

〈プラット社販売上の困難〉 一、排英運動の存在、二、現織機では男子用ドーチー、女子用サリーの横縞を織るのが困難、三、上打織機に慣れ、下打織機を使用するには特別指導が必要、四、日本各織機メーカーの進歩、五、日本と比較して為替上の不利。

〈豊田自動の販売上の有利さ〉 一、排英運動を回避し得ること、二、技術指導の研究の準備があること、三、多数の技術者の存在、四、プラット社と技術面で同一線上に立ち、しかも販売実績で上回っていること、五、為替上の有利さ。



これに対して、浅田はそのメモで、

御尤ナル説ト思フモ「ブ」社ハ既ニ大金ヲ出シテ印度市場ノ販売権ヲ得居ル以上ハ、何かコンベンションガ無くバ豊田ノ印度市場ニ対シ諒解ヲ得ルノ困難ナルベシ

と、書きつけている。

インド市場問題は、その後英国側から国際協定の一環として提出された。一九三四（昭和九）年秋のことであり、三井物産ロンドン支店を通じて、内密に日本側の意向を打診した。<sup>(85)</sup>これに対して、同年一〇月二〇日、三井物産名古屋支店内の三友倶楽部において両豊田社から両社長ほか幹部四人と三井物産の田島常務など計十一人が集まり、この問題を議論した。その結果、協定は今後のインド市場進出の手を縛ることになるとの判断のもとに同じない旨の結論が出された。英国側からは一二月に正式の提案が申込まれ、三井物産・両豊田ではさらに検討を加えた結果、翌年一月二二日付で英国側に対し、次のように返電した旨、ロンドン支店長に通知している。<sup>(86)</sup>

綿糸紡績機械丈ケト限定シテ英国紡績製造合同会社ノ提案ハ主義トシテ賛成ナルモ、現下ノ日本ノ状態ニテハ各紡績会社ハ将来ニハ相当増産ス可キ計画ナルモ目下工場ハ生産ニ追ハレ居リ到底輸出ナドヲ考フル訳ニ参ラズ、日本ノ製造家ヲ纏メテブルニ加入セシムルコトナドハ思ヒモヨラズ、此際プレストン氏が御来朝アツテモ具体的ニブル問題ヲ論議スル事出来不申時機尚早ト考ヘラレ候、猶ホ両豊田社ノ意向トシテハ若シブル組織ノ上ハ日本ノ製造家ノ希望スル目標ハ第一、日本内地、満州国及支那ニ於ケル日本系ミル全部ハ日本側ガ独占、第二、支那系ミルノ一部分、第三、印度ニ於テハヤハリ一部分、第四、其他ノ諸外国ニ於テモ或ル時機ニ於テ一部分ノ割当ヲ与ヘラレ度ク要望致居候

且下右ノ情勢ニテ日本ニテ両豊田社以外ヲブールニ加入セシムル事困難ナル故、仮リニ両豊田社ノミガブールニ参加スル場合在外ブール主トシテ英国側ニテ印度ニ対シ両豊田社以外ノ日本製造家ノ製品ガ印度ニ輸入サル、事ヲ阻止スル何等カノ方法ガ講ゼラレヌカ、若シ之レガ実行出来得レバ両豊田社ハ他ノ日本製造家ヲリードナシ得ル立場トナリ英紡合同会社ノ計画スル将来ノ大ブール完成ニ対シ好都合カト存ジ候

この件についてはプレストン来朝後、同氏より詳細な市場分割を伴う提案がなされ、その後も交渉が続けられたが、その間にアジア市場における英国製自動織機の販売は停滞し、このため英側の代表格であるブラット社は、同地域における製作販売に熱意を失ったと言われる。このため一九三六年頃よりブラット社販売地域からの引合にに応じて、豊田自動は同地域への豊田製品の輸出に対してブラット社に口銭料を支払ってでも同地域への進出を決意し、三井物産ロンドン支店長がこの交渉を引受けた。一九三七（昭和一二）年二月八日付同支店長書信は、豊田自動織機のインド輸出に対して一台当り三ポンド、インド以外では自動織機の特許権が登録してある国は一ポンド一五シリング、登録していない国は一ポンドをブラット社に支払うことで妥結した旨伝えた。<sup>87</sup> こうした国内メーカーの進出、英国側の後退により、三井物産は一九三六年五月取扱額が減少した英国紡機との契約解除を同社に要請したが、同社の希望により契約はそのまま存続したが、実質は有名無実のものとなっていた。

#### ⑧ 電機メーカー

電気機械（以下電機と略記）は、一九二〇年代において紡織機と並ぶ三井物産取扱の二大主要機械商品であった。三井物産の主要な取引メーカーは、芝浦製作所（以下芝浦と略記）、I・G・E（International General Electric Co.）、B・T・H（British Thomson Houston Co., Ltd.）、東京電気、湯浅蓄電池、内外電熱器、藤倉電線であり、そのなかでも芝浦、I・G・Eの取扱が主軸を占めていた。三井物産にとってこの二社製品をいかに取引のなかくい止めて置くかが電機取扱

の最大の課題であった。一九二〇年代後半から一九三〇年代における三井物産の電機取扱をめぐる動きは、基本的にはこの芝浦、I・G・E製品の一手販売権に対する他社からの掘壊しとメーカーの自販への志向を抑え、販売権を堅持することにあったと言つてよい。

三井物産が芝浦製品の北海道を含む海外一手販売権を獲得したのは、一九一三（大正二）年二月一三日であり、また一九一九（大正八）年六月には従来から国内一手販売権を有していたI・G・Eの事実上の国内一手販売権（芝浦が総代理店となり、物産はその下請一手販売という形式をとる）を継続した。こうして三井物産は内外的最大の電機メーカーの製品取扱を掌中にした。<sup>(88)</sup>しかし、関東大震災による打撃と其後の「不況」のなかで、電機製品取扱をめぐる競争が激化した。こうしたなかで、芝浦が製品販路の拡張をめざして、千代田組（一九一〇年設立）に同社製品の一部の販売権を認めため、芝浦製品取扱をめぐる問題が一挙に噴き出した。

三井物産では、この問題を販売権の侵害だとして、一九二七（昭和二）年二月二十八日、安川、南条両取締役が、芝浦製作所社長岩原謙三、納富取締役に対して、芝浦直販および小物を除く全芝浦製品の三井への一任を強く主張した。これに対して芝浦側は、「現在ノ急務ハ工場ヲ働カセルタメ多クノ註文ヲ取ルト云フコトナルガ販売ヲ三井ニ任セルト生死ノ錠ヲ握ラルルコト、ナリ誠ニ不安ニ堪エサル故到底承諾出来ズ」と突っぱねた。<sup>(89)</sup>このため三井物産側は、一方で今後ねばり強く芝浦側と接衝していくことを確認するとともに、他方で千代田組に対しては強い姿勢で臨んだ。たとえば、一九二七（昭和二）年六月四日、本店機械部長は小樽・名古屋・大阪・門司・三池・長崎の各支店長宛に、次のような千代田組の排除方針を指令した。<sup>(90)</sup>

拝啓 芝浦製品販売並ニ千代田組ノ事

晚近芝浦製品ノ販売ト千代田組トノ關係益複雑ヲ加ヘ當部トシテ甚ダ面白カラザル情勢ニ進展シツ、アル傾向ハ、御同様痛心ノ事柄ニ有之候。

從來當部ノ方針トシテハ芝浦、三井兩社間ノ根本的關係ニ鑑ミ且当社ト千代田組トノ歴史的關係ヲモ考慮シ、芝浦製品ノ販売助成ヲ主眼トシテ多大ノ犠牲ヲ払ヒ千代田組ヲ援助シ協調ヲ保チ大局ニ於テ漸次根本問題ノ解決ノ希望ヲ以テ進ミ来リシモ、容易ニ芝浦幹部ノ了解ヲ得ルニ至ラズ、千代田組モ亦其ノ態度ヲ改ムルニ至ラザルハ誠ニ遺憾ニ存候。

從テ現状ノ如ク千代田組ト不自然ナル協調ヲ繼續スル事ハ徒ラニ犠牲ヲ払フノミニテ何等益スル処ナク、近來ノ実情ヨリ見ルモ當部折角ノ苦心モ芝浦並ニ千代田組ニ於テ何等好感ヲ持タレサル限り、從來通りノ方針ニテ進ム事大ニ考慮ノ要アルモノト存候、加フルニ從來ノ如ク千代田組ヲ中間ニ置ク時ハ資本金六十万円ノ同店ニ對シ資本金ノ三倍又ハ四倍ノ信用限度ヲ与ヘザル可カラサル如キ不合理ナル取扱ヲ余儀ナクサル、事ハ一種ノ *policy* ニシテ当社ノ組織上ヨリモ看過シ難キ次第ト存候、按スルニ芝浦ト千代田組トノ關係ハ當分益々助長サル、モノト見テ差支ヘナカルベク、自然從來ノ如クンバ當部ノ *policy* ヲ擴大サル、訳ニテ而モ所謂縁ノ下ノ力持ヲナシテ終結ノ目的ヲ達スル見込ナシトスレバ當部トシテ此儘從來ノ方針ニテ進ム事ハ甚ダ意義ナキ業ニ非サヤト存候、就テハ今後ハ當分芝浦製品ノ取扱ニ對シテハ決シテ千代田組ヲ中間ニ立テシメズ、御得意先トノ直取引ノ方針ニ改メ度、若シ当社最善ノ努力ト好意トニ依ルモ芝浦ニ於テ千代田組トノ協調ヲ強ユルカ又ハ千代田組ヨリ割込ヲ申出スルガ如キ場合ニハ、断然之等ヲ拒絶シ當部ハ自由ニ全然別行動ヲ取り適當ニ対策ヲ講ズル方事柄モ徹底シ且ツ却テ芝浦ノ覚醒ヲ速カニスル方策ニアラズヤト存シ候。

これと同一趣旨の指令が、八月五日には安川常務取締役から大阪・名古屋・門司の各支店長宛に出されている。<sup>(91)</sup>

こうして千代田組の芝浦製品取扱に圧迫を加える一方、芝浦、千代田組兩社との交渉も重ね、この年の一月一六日および一九日に三井物産は芝浦、千代田組とそれぞれ次のような協定を結ぶに至った。<sup>(92)</sup>

覚書

芝浦製品並ニ I G E 取扱品（何レモマーチャンダイズヲ除ク）ノ販売ニ就キ芝浦製作所（以下甲ト称ス）ト三井物産株式会社（以下乙ト称ス）トノ間ニ左記ノ通り契約ス

一、乙ハ甲製品若クハ I G E 取扱品以外ノ電気機械ヲ販売セザルモノトス

一、甲ハ別表記載ノ取引先ニ対シテハ乙ニ取扱ハシメ乙以外ノ者ニ取扱ハサヌ事

但シ別表記載取引先ニ対シテ現在千代田組ガ取引ナシツ、アルモノニ対シテハ乙ハ千代田組ヲシテ従来通り買手トノ引合ヲナサシメ出来ル丈ケ援助ヲ与へ、甲ハ右引合ニ対シテ千代田組ト直接交渉セズ、乙ヲ經由シテ引合フ事

一、北海道、樺太、台湾、朝鮮、満州、支那其他海外諸国ニ対シテハ従来通り乙ヲ一手販売代理店トス

一、I G E 取扱品ノ輸入並ニ販売ハ従来通り総ベテ乙其衝ニ当ルモノトス

昭和二年十二月十六日

株式会社芝浦製作所

岩原謙三〇（印）

三井物産株式会社

安川雄之助〇（印）

また芝浦―三井物産の協定を受けて三井物産―千代田組が結んだ協定は以下の通りである。<sup>(93)</sup>

覚書

今回三井物産株式会社ト芝浦製作所トノ間ニ芝浦製品（マーチャンダイズヲ除ク）ノ販売ニ関シ協定シタル覚書ニ従ヒ三井物産株式会社（以下甲ト称ス）ト株式会社千代田組（以下乙ト称ス）トノ間ニ左ノ申合ヲナス

一、乙ハ甲ノ協定取引先ニ対シ芝浦製品又ハ I G E 取扱品以外ノ電気機械ヲ販売セザルコト

一、甲ハ協定取引先ニ対シテ乙カ從來取引ヲナシツ、アルモノ又ハ甲乙兩者間ニ於テ從來特種ノ協定ノモトニ取引ナシツ、アリタルモノニ関シテハ、從前通り乙ヲ以テ直接取引ノ衝ニ当ラシメ且出來得ル限りノ援助ヲ与フルコト、乙ハ右引合ニ関シ芝浦製作所ト取引セス甲ヲ經由スルコト

一、前項ノ取引關係ニ就キ万一疑義ヲ生シタルトキハ甲乙兩者互讓ノ精神ニ基キ誠心誠意其解決ニ努力スルコト

一、甲ハ前項ノ協定精神ニ基キ I G E 取扱品ノ販売ニ関シテ乙ノ希望ニ対シ必要ニ応ジテ出來得ル限りノ便宜ト援助ヲ与フルコト

昭和貳年拾貳月拾九日

三井物産株式会社

常務取締役 安 川 雄之助 (〇(印))

株式会社 千代田組

專務取締役 中上川 三郎治 (〇(印))

なお、文中の芝浦直販先とは、東京市電・鉄道省・東京電燈・鬼怒川水電・秩父電鉄・古河電氣・古河鋳業・横浜市電・長野電燈・吾妻川電力・東京電力・新潟水力・京浜電鉄・信濃電氣・新潟電氣・王子製紙・三井鋳山・富士瓦斯・久原鋳業・伊那電鉄・三菱鋳業・東武鉄道・神岡水電・秋田電鉄・青森電燈・秋田木材・山形電氣・福島電灯・通信省・陸軍省・其他諸官庁・諸電鉄(東京)・中越水力であり、関東・東北地方を中心とした電力・電燈・電鉄ガスが中心であり、千代田組の販売先は仙台市電・金沢市電・盛岡電氣・九戸水力・八戸水力・七戸水電・弘前電燈・増田水力・秋田電業・米代川水力・植田水力・宮城電鉄・竹鼻鉄道・宇治川電氣・日本電力・高知県営電鉄・琴平電鉄・鹿児島電氣興業・延岡電氣・熊本電軌であり、東北・四国・九州の電力・電燈・電鉄会社となっている(六月調)。また三井物産と千代田組の競合先として天竜川電力・矢作水電・濃飛電力・東海曹達・岡崎電燈・名古屋市電・名古屋鉄道・大阪電軌・九州電軌・熊本電氣・広島電氣が挙げられており、それ以外は基本的には三井物産の販売先となっている。一二月一六

日の協定では競合先はすべて三井物産の販売先と定められた。要するに、この「覚書」は芝浦製品取扱の現状を一定程度追認しつつ、これ以上の掘崩しを防ぐための三井物産側の巻返しであったと言えよう。

他方、三井物産が事実上国内一手販売契約を締結していたIGE製品でも同様の問題がもち上がった。すなわち、一九二七年三月二二日付の「家庭用電気器具及ランプ、ソケット接続器具ノ代理販売」に関する芝浦製作所と東京電気（以下東電と略記）の「契約書」<sup>95</sup>において、「第老条 甲（芝浦製作所：引用者）ハ乙（東京電気：引用者）ヲシテ甲ノ製造並IGE会社取扱製品中家庭用電気器具及ランプ、ソケット接続器具ノ販売ヲ代理セシムルモノトシ其取扱品目ヲ左ノ通り定ム」と規定し、芝浦製作所は東京電気にIGE製品の一部の販売権を付与したからである。三井物産においても、こうした事態の進展を予想し、すでに一九二四（大正二三）年の段階において本店機械部では芝浦製作所とIGE製品に関する正式の取扱めないしは販売機関設立の必要性を認めていたのである。<sup>96</sup>しかし、それが実現しないまま東京電気の介入が現実化したわけで、三井物産はこの問題でも防戦を強いられた。

一九二八年（昭和三）九月、IGE製品に対する芝浦製作所、三井物産、東京電気の間で以下の三つの協定が締結された。①家庭電気器具類輸入販売に関する「覚書」（九月四日）、②マーチャンダイズに関する三社協定（九月一日）、③小物類取扱に関する協定（九月二日）である。<sup>97</sup>その内容は、①がIGEへの注文は三井物産に一元化し、東電はIGEへの注文の際には三井物産を通すこと、②がIGEへの注文はやはり三井物産電気掛を通すこととし、製品購入はIGE↓物産（電気掛）↓東電ルートとし、三井物産が製品を購入する場合にはすべて東電から三井物産陳列所を通しておこなうこと、③が芝浦（総代理店）の下請一手販売を三井物産が有することとし（大物同様）、そのもとで物産東京支部電気掛を「総輸入元トシ東京電気ヲ総売元」とし、三井物産陳列所は東電から購入し、三井物産の各支店・掛は陳列所経由で購入すること、こうした内容であった。このようにして、三井物産はIGE製品の取扱においても協定を推進するこ

とによって、販売権の掘崩しを阻止しようとしたのである。

以上のように一九二〇年代後半の時期における三井物産の電機取扱は、不況の打撃・販売競争の激化を背景にして、三井傘下の芝浦においてさえ従来の三井物産の販売権が次々と侵害されていったのに対して、販売権を堅持することが主要な課題であったと言えよう。

こうした販売権の動揺、すなわちメーカーの発言力の増大に対応して、三井物産では従来の販売政策<sup>11</sup>排他的独占取扱に対して一定の修正を余儀なくされた。下請店によるメーカーとの直接取引をある程度是認し、下請店との協調のもとにメーカーの販売権を堅持する方策が、それである。こうした方策のもとに、三井物産では芝浦新製品に関して東電、千代田組との販売協定を次々と結んだ。電気扇（一九二八年五月一日協定；以下同様）や電気ストーブ（一九三一年一月一日）、電気ドリル（一九三一年二月六日）、あるいはコンドル型スピーカー（一九三一年一月一日）などが、その例である。一九三二（昭和七）年二月一日には、こうした芝浦製品の個々別々の協定にかわって、三井物産は商品別の一手販売者の設定を提唱し、四社間で次のような協定が締結された。<sup>98</sup>

芝浦商品一手販売ニ就テノ申合

芝浦製作所（以下芝浦ト称ス）ノ製造ニ係ハル一般向商品（以下商品ト称ス）ノ販売ニ当リ各特約店相互ニ無益ノ競争ヲ避け販路拡張ヲ図ル為メ商品別ニ一手販売者（以下主催者ト称ス）ヲ設クルニ付芝浦及三特約店（三井物産株式会社、東京電気株式会社、株式会社千代田組）ハ下記ノ申合ヲナス

一、商品ハ特殊ノモノヲ除キ種類別ニ各特約店ノ分野ヲ考慮シ芝浦ガ最モ適当ト認メタル特約店ニ夫々該商品ノ一手販売権ヲ附与スルモノトシ商品別主催者並販売区域ヲ別表ノ通り定ム

二、主催者ノ設定ハ各商品ノ販路拡張ヲ目的トスルモノニシテ主催者ハ他ノ特約店ノ取扱商品数ヲ局限セサルコトヲ約ス



他ノ特約店ハ主扱者ノ統制ノ下ニ最優良条件ニテ本申合各商品ノ販売ニ従事シ得ルヲ原則トス、但芝浦ニ於テ例外ヲ設クル必要アリト認メタル場合ハ此ノ限りニ非ズ

三、主扱者ハ一般顧客ニ対シ受持商品ノ主扱者ナル事ヲ宣伝スルヲ得ザルモノトス

四、芝浦ガ主扱者ヨリ商品ヲ買戻ス場合其条件ハ特約店ト同様トス

五、主扱者ヲ設定セル商品ノ販売条件ハ夫々主扱者ト協議ノ上芝浦之ヲ決定ス

六、芝浦ハ各特約店ト協力シテ市場ノ調査、開拓、宣伝等ニ当ルト共ニ特約店相互ノ融和ニ任スルモノトス

七、主扱者ハ受持商品ニ就キ別ニ定ムル期日ニ毎月引取数ヲ記載セル一ケ年又ハ半ケ年間販売予定表ヲ芝浦ニ提示スルモノトス

八、主扱者ハ前項販売予定表ニ基キ芝浦ト協議ノ上一ケ年又ハ半ケ年間販売予定数ヲ決定シ之ヲ註文書トシテ芝浦ニ交附スルモノトス

九、主扱者ハ毎月一定期日迄ニ引取リタル受持商品代金ヲ毎月一定期日迄ニ必ス芝浦ニ支払フモノトス

十、主扱者及特約店ハ芝浦ノ承認ナクシテ芝浦以外ノ同種商品ヲ取扱フ事ヲ得ザルモノトス

十一、本申合ノ期間ハ試ニ之ヲ一ケ年トシ昭和七年拾二月迄ヨリ実施ス

十二、主扱者ハ商品別ニ芝浦ト協議ノ上契約ヲ締結スルモノトス

十三、本申合商品ニ就キ既ニ芝浦ト特約店トノ間ニ締結セル販売契約中本申合ニ抵触スルモノアル時ハ本申合ニ拠ルモノトス

十四、特約店ニシテ本申合ニ違反セル行為アリト認メタル場合、芝浦ハ当該者ヲ本申合ヨリ除名スルコトヲ得ルモノトス

以上

昭和七年拾貳月壹日

（署名略）

こうした三井物産の対応は、千代田組、東京電気との協調をはかりつつ、芝浦製品の販路の拡大を計ることにより、芝浦の自販への動きを抑え、芝浦製品の販売権を自社の掌中に保持することが、ねらいであったと言えよう。芝浦の事例にみられる三井物産のいわば販売網の再編は、メーカーおよび他商社との力関係によって、そのあり方を異にしつつ、

一九二〇年代後半から一九三〇年代の前半に推進されていった。たとえば内外電熱器製造株式会社の例では、一九二八年七月三十一日に三井物産、東京電気、千代田の三社で内外電熱器販売組合を結成し、その「<sup>99</sup>申合」によって、「工業及職業用電熱器」・「公官庁納メ電熱器」・「紡績会社向ケ特殊電熱器具」を除外した他製品については三社の取扱の平等が基調をなしたが、翌二九年一月の三井物産と千代田組との内外電熱器社製変圧器に関する取扱をみると、従来の千代田組の一手販売権を三井物産が奪っている。<sup>(10)</sup>このように一方で攻勢的に販売権を掌握するとともに、他方で芝浦や湯浅蓄電池に対しては口銭率を引下げたり、あるいは販売先の直販を追加することによって、これら大手メーカーの離反を防止しようとした。<sup>(10)</sup>さらに芝浦に対しては技術導入による製造権を付与し、その製品の一手販売権を獲得するという方法で緊密化を計った。たとえば一九三一(昭和六)年六月一日付契約で三井物産はアジャックス(Ajax Metal Co.)から高周波電気炉の製造販売権を獲得し芝浦へ譲渡している。<sup>(10)</sup>

国内メーカーへの対応と並んで、G E製品の取扱でも一九一九年に締結した芝浦・I G E契約満期を前にして、難題がもちあがった。というのもI G E側は一九三三(昭和八)年五月一三日付で旧契約案よりも日本側にとって厳しい条件を付した再契約の草案を呈示してきたからである。<sup>(10)</sup>この草案では従来芝浦に与えられていた特許権のライセンスが縮小され(従来の東京電気製品を除く全G・E製品からパワー、パーボースの範囲内に限定、一年前の予告により輸出が禁ぜられ、また輸入販売権も芝浦に限定し、しかも運送其他一切の荷取扱をI・G・E社がおこなうことを定めて「三井物産ヲ更ニ一層圏外ニ置ク内意」を示すものであった。こうした草案に対して、三井物産は次のような方針を掲げ、その方針に沿って交渉に臨むよう芝浦に要請した。<sup>(10)</sup>

首題（其一）ニ於テ草案全般ニ亘ル概評ヲ摘記シ置キシカ故ニ三井物産ノ立場ヨリ更ニ直截的ニ希望ヲ記述シテ交渉当局ノ注意ヲ促カシ参考ニ供スル事トセリ

一、三井物産ヘ一千九百五年第一次G E三井契約締結以來今日ニ到ルマテ（一千九百十九年代理権カ芝浦ニ移動シタル後モ）事實上I G E商品ノ輸入当事者トシテ関係者ハ勿論広ク市場一般ニモ認識セラレ居ルモノナリ、

G E製品輸入代理権ヲ製造権ト共ニ芝浦ニ統制セルハ其処ニ相当ノ理由アリテナサレタリト雖、輸入品ノ取扱ヒヲ何等施設ヲ有セヌ芝浦ニ移スト言フガ如キ考ヘノ下ニナシタルニ非ス、三井側ノ適當ナル機関即チ三井物産ヲシテ従来通り繼續取扱ハシムモノトシテ相互認諾セシモノナリ 故ニ這般契約更改ノ機ニ當リ此ノ現実ニ則シテ三井物産ガI G E製品ノ輸入、芝浦製品ノ輸出ヲ一手ニ取扱フ事ヲ明記スル事最モ当然且ツ必要ノ儀ニシテ是レヲ無サ、ルハ寧ロ不可解ノ所置ト云フベシ、此際是非共該項目ノ挿入ヲ希望スルモノナリ

二、三井物産ノ一手輸入販売権ノ確認ト共ニG E製品ノ紐育ニ於ケル受渡、発送、代金支払ニ関スル一切ノ手續ハ従前通り三井是レニアタリ今回提案サレタルカ如キ方法ヲ採用スル必要ヲ認メス、即チ運送金融ノ完全ナル諸機能ヲ具備スル三井ノ機関ニヨル事ヲ主張スベキモノト信ス

三、芝浦商品ノ海外販売地域ヲ限定シタル本契約ハ相互的精神ニ基ク事論ヲ俟タズ故ニ協定地域以外ノ世界市場ニ於ケル貿易業者三井ノ行動ヲシテ自由ナラシメタシ、例ヘハ印度南米等ニ輸出スベキ電気機器ノ如ク適當ノ日本製品（仮リニアリトシテ）ヲ取扱フ権利ヲ主張シ度シ、芝浦製品ニシテG E特許ニ関係ナキモノハ之レカ販売モ差支ヘナキモノトシテ協定ヲ試ミ度シ

右ハ契約更改ニ際シ三井物産ノ立場ヨリ論シタル希望条件ナレ共、芝浦トシテ是レヲ覬ルモ対G E交渉上当然ノ主張ト云フベシ

芝浦とI G Eは、この問題に關して一九三四年九月二八日に妥結・調印した。その内容は、両社の妥協の上でなされたが、右記第三項を除いて（輸出は中国・南洋に限定、物産の主張が基本的には通り、一応輸出入販売権を確保した）。

これまでみてきたように三井物産は、大手メーカーに対して一定の譲歩をおこないつつ、その信用力・販売力を基礎に大手メーカーの販売権を確保していたと言えよう。しかし、こうした体制は、日中戦争勃発後の電気製品需要の拡大・芝浦、G・E以外の他社製品との競争激化を背景にして、再び芝浦の自販志向が強まるなかで動搖を余儀なくされた。た

たとえば一九三八（昭和一三）年一月二十九日、芝浦商務部長は三井物産および千代田組に対して一九三二（昭和七）年一月一日付および一九三六（昭和一一）年一月一日付の三社間「芝浦商品一手販売に就ての申合」の満了に伴い次のような提案をしてきた。<sup>(108)</sup> すなわち

其後時局関係による工業組合の結成を見るに至り販売統制は強化せられ、且又弊社増産計画も着々進捗任り、一般情勢に著しき変化を来し従て此際販売方針も根本的に変更の必要を生ずるに立至り、候得共、不取敢右「申合せ」は引継ぎ暫く年間文繼續致し度と存じ候（傍点…引用者）

と背後に自販をお寄せたし、翌一九三九（昭和一四）年一月の「芝浦製作所製標準電動機其他ニ関スル申合せノ事」<sup>(109)</sup>では芝浦が自販を希望し、三井物産総務部長は「会社ノ末尾ニ記サレタル所ノ芝浦ガ直接販売ニ当リタイトノ希望ハ芝浦ノ新ラシキ傾向ヲ示スモノニシテ重大ナル申出ニ有之候」と書き付け、自販への動きを警戒した。

他方で一九三九（昭和一四）年四月～六月にかけて、満州東辺道開発への電気炉の引合を満州住友金属工業株式会社（以下満住社と略記）、大同電気製鋼所の二社が三井物産に申し入れた。これに対して芝浦は強い不満を表明した。<sup>(110)</sup> この件に端を發して三井物産本店機械部は、芝浦重視Ⅱ一辺倒の方針を改めて確認し、一九三九（昭和一四）年一月一八日には東京芝浦電気（同年七月に東京電気と芝浦製作所合併、以下東芝と略記）と「覚書」<sup>(111)</sup>を締結し、ここで一九三二（昭和七）年一月一六日の「覚書」の精神に基づき、三井物産は東芝製品とIGE製品以外を取扱はないこと、他方東芝は旧芝浦製品の一手販売権を三井物産へ与えること、を再確認した。同時に三井首脳部は、芝浦との意志疎通を強化するため、に次のような具体的措置も考慮していた。

芝浦ノ三井販売機関ノ強化策<sup>(10)</sup>

- 一、芝浦販売機関ノ主脳部ニ三井代表者一名ヲ常置シ、販売ノ方針ニ関シ協議スル権能ヲ与フト事
- 二、三井本店ニ芝浦係ヲ置キ、芝浦製品並ニ其レニ密接ナル關係アル品物ノ取扱ニ任ジ三井各支店ヘノ指令、監督ニ任ズルモノトス
- 三、係員ノ相互交換モ両社事務能率ヲ挙グル一方法タル可シ

こうした提携強化策が、三井物産からの東芝の離反を何とかいとめようとする方策であったことは言うまでもない。東京電気と芝浦製作所合併後は、三井の持株数はGEを下廻ったことにより（GE持株三二・八%、GE又は山口社長系持株約一一・五%、三井へ合名、物産）一四・七%、「現在ニ於ケル両社關係ハ極メテ微妙ニシテ若シ当社ノServiceガ不十分ニテ東芝ヲ満足セシムルニ足ラズトセバ其結果ハ当社介在ノ価値ニ疑惑ヲ抱カシムル事トナリ惹イテ同社ハ直接販売ニ向ツテ進ムモノト覚悟スル事ヲ要シ申候<sup>(11)</sup>」と指摘しているし、また本店取締役は次のように述べて芝浦の利益に沿うような行動をとるよう各支店・支部長に要請した。<sup>(12)</sup>

合併後ノ同社ハ既ニ各地ニ旧マツダ時代ノ支店、出張所、特約店等相当ノ販売網ヲ有シ、一方同業者トノ間ニハ組合協定等アリテ当社ノ介在ハ必ずシモ絶対必要トハ云ヘザル情勢ニアルノミナラズ、新幹部間ニハ最近ニ於ケル日立ノ進出優勢ナルニ比シ旧芝浦ノ活動ガ意ノ如クナラザリシハ畢竟自ラ販売ノ衝ニ当ラザリシニ起因スルモノトナシ直接販売ヲ考慮スルモノアリタル程ニ候間、当社トシテハ同社製品販売ニ就イテハ是迄トハ相当考ヘ方ヲ変ヘ余程慎重ニ又積極的ニ活動シ同社ヲシテ当社ノ介在ヲ多トシ、益々協調セントスルノ氣運ヲ醸成セシムルノ要有之次第ニ御座候

三井物産が東芝の離反をいかにいとめようとしているかは、右の書信に端的にあらわれている。しかも、重要な点

は、東芝側が日立との対抗における有効な販売網の形成を望んでいることである。前年二月一八日の「覚書」締結も、実は「要スルニ東芝幹部ノ意図スルトコロハ日立等ニ対抗シテノ販路ノ拡張、業績ノ大々的發展ニ有之候<sup>(也)</sup>」と三井幹部が指摘しているように、東芝にとっては日立との対抗が重要な課題となっていたのであり、三井物産はこの東芝の要請に応ずることによって東芝製品の販売権を確保しようとしたのである。

以上一九二〇年代後半から一九三〇年代における三井物産の電機メーカーとの関係を追求してきた。ここでの三井物産電機取扱の基調は、芝浦製品の一手販売権を堅持することにあつたと言える。こうした芝浦製品の一手販売権の堅持方針が、他社製品取扱の制約要因(例として満住社をあげた)となり、三井物産の電機取扱の発展に一定の制約をもたらしたのである。

### ◎工作機械メーカー

三井物産の工作機械・工業用諸機械の取扱いは、三井傘下に関連企業が存在しないこともあって他商社に比して立遅れていた、と言わざるを得ない。昭和恐慌後、この立遅れを取り戻し該機械商売への進出をはかるため、取引メーカーの再編をすすめた。この再編は工作機械メーカーの例が最も顕著であり、国産奨励と国内メーカーの製造能力の進展とに対応して、従来の欧米メーカーとの契約を解除し国内メーカーに切替えるとともに、より高水準の技術を有する欧米一流メーカーと新たな契約を結んでいった。こうして工作機械取扱は昭和恐慌後から新たな準備が開始され、日中戦争勃発後急増していった。

一九三〇(昭和五年)六月にはトンブソン社(Thompson Type Machine Corp.)との契約を解除したのを皮切りに、一九三二年三月にはフット・バート社(Foote-Burr Co.)、ギャルメイヤー・リビングストン社(Gallmeyer & Livingston Co.)、国際機械工具会社(International Machine Tool Co.)、ナショナル装備会社(National Equipment Co.)の米国機械工具製

造メーカー四社との代理契約を解除した。内地製品で充分に間に合うというのがその理由であった。また同年七月一日にはヴァン・ノーマン機械工具会社 (Van Norman Machine Tool Co.) との契約を解除し、その理由も「内地品並ニ欧州品ニ競争シテ到底勝算ノ見込無之」と指摘し、低価格の内地品で充分間に合うため受註がなくなったからであった。<sup>(13)</sup> 欧米工作機械メーカーとの契約を解除しながら、他方で次の報告に示されるように新たな契約相手を模索していた。

機械工具代理権ノ事<sup>(14)</sup>

十一月三日付紐育支部来状第八一四八号写ニテ御覽ノ通り Radial drill 及 Shaperノ製造家 American Tool Worksノ代理権獲得ノ可能性ガアルカ如何トノ照会ニ接シ申候、当社目下代理致居候 Consolidated Machine Tool Corporationノ第二流以下ノ製造家ヲ包含致居ル事ハ御承知ノ通りニテ機械工具方面ノ商内ニハ不尠不利ノ位置ニアリ、国産品ヲ以テ及バザル精密機械工具購入ノ場合ハ当社ハ拱手スルカ或ハ購入者トノ特殊關係ヲ利用シテ他社代理ノ機械ヲ取扱フニ止リ申候、目下機械工具ニ対スル需要ハ大勢国産品ニアルハ申迄モ無之事ナガラ精密工作ヲ必要トスル場合ニハ現在ノ国産品ニテハ未ダ充分ナラズ勢ヒ価格高キニ拘ハラズ尚外国ノ需要アルモノト予想被致候、就テハ其対策トシテ外国製造家ヲ物色中ニ有之候得共、信頼スベキ一流製造家ハ既ニ同業者ト提携済ミニテ手ノ出シ様モナク単ニ時機到来ヲ相待チ居候次第ニ御座候、外国製機械工具ノ中ニテモ比較的需要ノ多キモノハ Milling Machine ナルハク品質並ニ名声共ニ具備シ居ルモノハ

Cincinnati Milling Machine Co.

Brown & Sharpe Mfg. Co.

Kearney & Trecker Corp. (Milwaukee Miller)

右三製造家ニ有之、其内 Cincinnatiハ当方ノ最モ希望スル製造家ナレドモ Andrews & Georgeガ永年ノ代理店ニテ最近相当日本ヨリ注文ヲ受註シ居ルヲ以テ同社トノ代理關係ハ動かカモノト見ルベク、Brown & Sharpeモ当方ニテハ兼々食指動キ居ルモノニテ色々ナ事情ノモトニ不成功ニ終リタレトモ兩三度交渉ヲ試ミタルコト有之、現在ノ代理店安宅商店トノ關係ハ余リ満足ニ進ミ居ラヌヤニ仄聞致居候間、紐育宛十二月八日付弊状第八五六八号写ニテ御覽被下候通り紐育提案ノ American Tool Worksノ代理契約ヲ締結スル条件トシテ Brown & Sharpe 及 Healdノ代理権ヲ併セ獲得出来ヌモノカト熟議ノ結果、急ヲ要スル事情有

之候間紐育米状ニ対シ去ル十二月六日飛電仕候

Kearney & Trecker へ前記ニ製造家ニ劣ラヌ先ニテ Milwaukee Milling Machine トシテ市場ニ売出シ居ル製造家ニ候、目下  
浪速貿易商會が代理致シ居ルモ紐育米状ニヨレバ、当社トノ提携ヲ非常ニ切望致居候

Brown & Sharpe トノ交渉ガ上首尾ニ行ケバ文句ハナキモ実現性ハ如何カト存居候 是レガ不成功ニ終ツタ場合其代案トシテ  
Kearney & Trecker ト提携スル事ガ出来レバ甚ダ好都合ニ存候 若シ右ガ実現スル事ニナレバ、現在代理契約ヲ締結致居候 Vane  
Norman Machine Tool Co. トノ契約ハ取消ス必要アル事ハ申ス迄モナキコトニ有之候間御含ミ置キ被下度候

但シ日本ノ現状ヨリ見テ製造家ヨリ商売出来高ニ対シ色々附帯条件ヲツケラレルコトハ、当方受諾出来ヌ所ニテ又内地製造家製品ヲ  
取扱ヒ得ル事モ当方ノ希望ニ御座候間、右方針ニテ交渉ヲ進メ度ク存候処貴方ノ御意見如何ニ御座候哉同上候 先ハ得貴意度

早々

以上のように、三井物産では新たな工作機械メーカーの状態と各工作機械メーカーの日本代理店の状態を調査し、可能なメーカーに対して一手販売権獲得に乗り出した。その結果、一九三三(昭和八)年四月一日には、新規一手販売権獲得の目鼻がついたとして、「兼而得貴意置候通り当部ニテ既ニ代理致居候 Machine Tools 製造家ハ現状ニ於テ、優秀ナル製造家トハ云ヒ難ク其陣容建直シノ必要ヲ痛感致居候処、最近来朝ノ Mr. Lotz of Kearney & Trecker 及 Mr. Alier of The American Tool Works Co. ト接触交渉ノ結果大体ノ手配ニ目鼻ガ付キ候」と本店機械部長から大阪機械支部長へ伝えられ、また一二日付ロンドン支店長宛書信には「各地ノ製造家製造製品並ニ該製品ノ当市場ニ於ケル評判等ヲ取調ベ熟慮ヲ重ネ候結果」次のような方針を立てたと報告している。

米國製造家

Kearney & Trecker Corp. (Milling Machine)



The American Tool Works Co. (Radial Drill, Shaper & Lathe)  
Norton Co. (Grindings Machine)

等ト提携スル事ニ方針ヲ取極メ着々交渉ヲ進メ居候、精密工作工業ガ股脈ニ向フニ従ヒ此ノ方面ノマシンツールトシテハ米國製品ガ最モ需要多ク例ヘバミリングマシンノ問合及注文ハ殆ト Kearney & Trecker, Brown & Sharpe 及 Cincinnati Milling Machine 三社ノ製品ニ限ラレ居ル様ナ状態ニテ甚ダ作遺憾貴地製造家製品ノ需要ハ比較的少ク候

このような米國一流工作機械メーカーとの日本国内一手販売権の交渉の進展と契約の成立に伴って、従来日本における一手販売契約関係にあつた欧米工作機械メーカーの契約解除が進められた。たとえば、コンソリデューティッド社 (Consolidated Tool Machine Corp. U.S.A.) とは「多年当部ニテ代理致居候 Consolidated Machine Tool Corporation ノ包含致居ル各製造家ハ契約締結ノ当初相当優秀ナルモノニ有之シモ、日進月歩ノ今日ニ於テハ最早ニ流三流処ノ製造家ト相成リ、コンソリデューティッド社ト提携シ居ル間ハ到底工作機械商内ニ進出スルコト絶望ニ有之候間、此際コノ方面ノ代理製造家ノ建直シヲ致度<sup>(18)</sup>」き理由によつて、一九三三(昭和八)年四月八日付で三井物産本店機械部はニューヨーク支部宛に契約解除の指令を出しているし、また一九三三(昭和八)年一月四日には「取引ハ近年皆無ノ状態ニ有之、一方同ジク Turret Lathes ノ優秀製造家タル米國 Warner & Swasey Co. ト一手販売契約致シ候<sup>(19)</sup>」という理由でジョーンズ・アンド・ラムソン機械会社 (Jones & Lamson Machine Co.) との一手販売契約を解除している。さらに時を下つて一九三七(昭和一二)年一月二日には、一九一(明治四四)年七月以来継続してきた米國のプレス類製作メーカーフェラキエト機械会社 (Ferracuta Machine Co.) との契約を「比種製品ハ内地品ニテ充分間ニ合ヒ輸入商内皆無ノ状態<sup>(20)</sup>」となつたため解除した。こうした欧米における工作機械メーカーの取引相手の再編成とともに、国内においても一九三一(昭和六)年四月二五日に工作機械専門メーカーの代表格である池貝製作所と一手販売契約を結び、また一九三五(昭和

第34表 機械関係新規一手販売契約(1930~40年)

	原 動 機 類	電 氣 機 械 類	紡 織 機 械 類	工 業 機 械 類	鋁 山 機 用 械	鉄 道 用 品	工 作 機 械 類	兵 器 用 品	鋼 鉄 材 料	自 動 車	雑 機 其 他	計
1930年	1	—	—	2	—	—	1	—	—	—	7	11
31	2	3	—	3	—	2	2	1	2	3	9	27
32	—	4	2	—	1	—	—	1	—	3	2	13
33	1	4	1	1	—	—	4	—	1	—	7	19
34	—	1	2	1	—	—	3	2	—	—	2	11
35	—	1	1	2	—	—	4	3	3	—	—	14
36	1	—	—	3	—	1	4	1	1	—	2	13
37	—	—	—	1	—	—	5	—	—	1	2	9
38	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	2
39	1	—	1	3	—	—	3	1	1	—	—	10
40	—	1	—	1	—	—	1	2	—	—	—	5
計	6	14	7	18	1	3	27	12	8	7	31	134

出典) 第32表と同じ。

注) 電気機械類は芝浦製作所、東京電気、湯浅蓄電池三社の新製品であり、新規会社はない。

〇二) 年以降には萱場製作所への投融資によって同社を傘下に組み込み、工作機械取扱の拡充をはかった。しかし、国内工作機械専門メーカーは数も限定され、欧米に比肩しうるメーカーは極く限られていた。このため一九三〇年代における三井物産の工作機械取扱は輸入中心であり、しかも米国メーカー中心に取扱われ、日中戦争勃発後の需要の急増を背景として、先の再編成による基盤の上に、その取扱額を急増させていったのである。

以上、紡織機械メーカー、電機メーカー、工作機械メーカーの例をあげて、日本の重化学工業化が進展するなかで、三井物産がメーカーにどのように対処し、機械取扱を維持・拡大し、自己の蓄積基盤に組み込もうとしていたのかを明らかにした。こうした一九三〇年代における三井物産と機械メーカーとの関係の総括が、第34表、第35表、付表4である。第34表をみれば、一手販売権における工作機械・工業用諸機械・兵器軍用品への積極的な取組みが看取できるし、とりわけ日中戦争勃発後にそれが顕著になっている。また第35表や付表4をみれば、一手

1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

第35表 三井物産取扱主要製造家各国別取扱額及び軒数推移（売約高）

国名	年次	1930～32	33～36	37～39
		千円 軒	千円 軒	千円 軒
アメリカ	(代)	8,890( 58)	16,595( 46)	88,677( 51)
	(好)	8,054( 56)	18,809( 78)	76,189( 49)
	計	16,944(114)	35,405(124)	164,866(100)
イギリス	(代)	15,920( 26)	10,523( 16)	15,479( 10)
	(好)	2,436( 38)	5,513( 35)	2,845( 9)
	計	18,356( 64)	16,036( 51)	18,324( 19)
フランス	(代)	128( 6)	198( 3)	—
	(好)	—	2,135( 6)	1,217( 2)
	計	128( 6)	2,333( 9)	1,217( 2)
デンマーク	(代)	624( 2)	6,388( 3)	3,275( 1)
	(好)	—	—	—
	計	624( 2)	6,388( 3)	3,275( 1)
スウェーデン	(代)	32( 2)	188( 3)	—
	(好)	—	—	—
	計	32( 2)	188( 3)	—
スイス	(代)	—	—	—
	(好)	178( 1)	1,524( 2)	2,476( 3)
	計	178( 1)	1,524( 2)	2,476( 3)
ドイツ	(代)	155( 4)	269( 3)	23( 1)
	(好)	2,155( 21)	20,544( 29)	76,601( 30)
	計	2,310( 25)	20,813( 32)	76,624( 31)
日本	(代)	89,994( 42)	363,724( 58)	624,139( 57)
	(好)	35,797( 58)	148,064( 85)	183,500( 82)
	計	125,791(100)	511,788(143)	807,639(139)

出典 「主要製造家商内実績調（機械部）」（昭和7年下，同9年上，同10年上，同11年上，同12年上，同13年度，同14年度）（三井文庫未整理史料）より作成。

- 注） 1. 表中の（代）は代理関係，（好）は好関係を示す。  
 2. カッコ内の数値はそれぞれの期間における取引製造家数を示す（ただし，代理契約，好関係にあっても売約高のない場合には数に入らず）。  
 3. アメリカはドル，その他の国はほとんどポンド（日本を除く）で契約されている。本表ではそれらの数値を各年度平均為替相場で円に換算した。  
 4. 原史料は全史料とも昭和5年から調査時点までの各期別（ないし年度別）に製造家との売約高の数値が記載されている。しかし，当該年度に代理ないし好関係でなくなっている製造家との売約高については，それ以前の売約高についても記載されず各国別の合計値の推移を掲載しているため，各国別の年度別数値が史料ごとに異っている。本表はこの点を修正して作成した。

販売権獲得の進展と表裏の関係において米國機械メーカーやドイツ化学機械メーカーなど米國・ドイツとくに米國メーカーからの輸入が急増しており、機械輸入の相手國がイギリス中心から完全にアメリカ中心に移動したことがわかる。もう少し各國別の取扱額の変化をみると、一九三三年～三六年までは國産品の伸びが著しく（一九三〇～三二年の総額を基準にすると、アメリカ二倍、國産品四倍）、この時期における国内メーカーへの三井物産の積極的な取組みを改めて示している。一九三七年以降になると米國製品の取扱額が急増しており（前述基準で一〇倍、國産品は六・四倍）、この事實は日中戦争勃発後の機械需要の激増に対して国内供給の技術的・量的限界ゆえに三井物産が米國からの輸入拡大によって対応していったことを物語っている。

〔小括〕 これまで販売面、購入面、それに機械メーカーとの関係の三点から一九二〇年代後半から一九三〇年代における三井物産の機械取引の変化を検討してきた。その結果は次のように結論付けられる。一九二〇年代において三井物産機械取扱を主導したのは、当該期日本資本主義の産業構造を反映し、そのリーダーディングセクターであった紡織機・電機類であった。しかし、昭和恐慌を否定的媒介として展開した一九三〇年代の日本の重化学工業化の進展は、紡織機・電機の比重を相対的に低めた。昭和恐慌期には民需中心の両機械取扱が急減し、これに代って官・軍需すなわち兵器軍用品ならびに満州（満鉄）や台湾・朝鮮など半植民地・植民地への鉄道用品その他の諸機械類が増大した。こうした官・軍需と三井関連企業の受注によって昭和恐慌期を下支えした三井物産は、官軍需に一定程度依拠しつつ日本の重化学工業化の進展に対応した方策を余儀なくされた。それは、第一が日本の当該生産力Ⅱ重化学工業化に照応した新たなメーカーへの蓄積基盤の移行、すなわち取引メーカーの編成替であり、第二がメーカーの自販志向ないし他商社への販売権の付与を抑止し、自己の傘下に組み込んでおくことであり、第三が重化学工業化に見合う新たなメーカーとの一手販売権の獲得、すなわち新たな蓄積基盤の開拓であった。これらを遂行する手段として欧米からの技術導入Ⅱ製造技術の買

取と国内メーカーへの付与やメーカーへの投融資が展開されたのであった。すでに検討したように、第一の典型がプラット社から両豊田への乗りかえであり、第二の典型が芝浦製作所の例であり、第三の典型が米国工作機械メーカーの例であった。こうした体制を整えて、一九三七年の日中戦争勃発後の戦時体制に対応していったのであり、輸出入統制の強化・輸入リンク制の実施などは、原動機製作メーカーであるバブコックの商内に打撃を与えられるなど為替獲得の困難さにもとづく輸入商売に若干の障害をもたらしたが、むしろ国際貿易商社として、また多品目取扱の総合商社としての三井物産にとっては競争者を一定程度排除し得る条件を与えられたと言ってもよい。他方で内地生産力拡充・満州国産業開発五か年計画の実施にともなう軍事化・重化学工業化の急速な発展は、メーカーの資本蓄積を急増させ、自己資本の拡充を基礎に自販の動きを刺激し、そうしたメーカーへの対応が三井物産の機械取扱の制約要因になっていった。すなわち、芝浦の例で端的に示されたように三井物産による大手メーカーの一手販売権の獲得は、同時に他社製品の取扱禁止規定によって同種製品取扱の拡大に対する制約要因となっており、三井物産の機械取扱は特定メーカーとの結び付きを強めざるを得ないという、まさにそのことが拡大の制約要因となっていたのである。

(1) 三井物産「事業報告書」(三井文庫所蔵史料 物産六一五)の各期「機械」の項より。以下、断らない限り三井文庫所蔵史料である。

(2) 昭和九年九月二十五日「機械部規程中改正ノ件」(二十七日実施)(三井物産「廻議綴」所収 三井文庫所蔵未整理史料)。すでに一九三〇年下期に輸出振興の目的をもって機械部総務掛のもとに輸出係が設置され、この係が一九三四年に格上げになり輸出掛となった。

(3) 日本機械工業の発展状況については豊崎隆『日本機械工業の基礎構造』参照。

(4) 「綿業界引統キ不況ナリシモ深夜業廃止準備ノ為メ新設拡張用紡機ノ大部分ノ注文ヲ獲得シ又自動織機ノ大口注文アリタ  
ル為メ前期ニ比シ四、五〇〇千円(一一四%)ノ激増ヲ来シタリ」(三井物産「昭和三年上半期 業務総誌」三井文庫所蔵未

整理史料) 一五二ページ。なお、この期の紡績業の「合理化」については、守屋典郎『紡績生産費分析』第二章第二節、および泉武夫「大正期綿紡の労働事情と合理化」(『専修経済学論集』第一〇巻第二号) など参照。

(5)(6) 「昭和五上期 業務総誌」一七四ページ。

(7) 以上は三井物産各期「事業報告書」(前掲)「機械」の項の該当箇所参照。

(8) 「国内棉紡工業界モ九年下半年ノ頂上トシテ急落歩調ヲ辿リ来リシガ最近鮮満支ヘノ進出トナリ特ニ北支ヘノ躍進目覚マシク好成績ヲ得タリ」(「昭和十一年下半年 業務総誌」二三〇ページ)。

(9) 「昭和三年下期 業務総誌」二二六ページ。

(10) 前掲「昭和七年下半年 事業報告書」三〇ページ。

(11) 「昭和一三年上期 業務総誌」二二六ページ。

(12) 同組合は、工業組合法に従って組織されたものである。

(13) この点については「昭和三年上期 業務総誌」一五一ページ、同誌(昭和三年下期)一六七ページ、同(四年下期)一五五ページ参照。また一九二〇年代の原動機の重要な市場である造船市場の問題については橋本寿朗「一九二〇年代の造船市場」(『社会経済史学』第四〇巻二号) 参照。

(14) 「昭和四年下期 業務総誌」一五五ページ。

(15) 以上については各期「業務総誌」の記述に依拠した。

(16) 「昭和一三年上期 業務総誌」二二六ページ。

(17) 引用は「昭和一三年上期 業務総誌」二二六ページ。仕向先については同期「事業報告」二九〜三〇ページ。

(18) 「鉄道省及民間鉄道、電鉄等ノ購入手控ヘニヨリ同方面ニ於テハ華々シキ約定ヲ見サリシモ台湾総督府ヨリ機関車、車輛並ニ空気制動装置等纏リタル受註アリシト、満鉄ノ年度契約ニヨリ引合相当多額ニ上リタル為メ売約ノ増加ヲ来セリ」(「昭和五上期 業務総誌」一七六ページ)。

(19) 「昭和七年下半年 業務総誌」一九〇ページ。

(20)(21) 「昭和八年下半年 業務総誌」一九四ページ、同九年上期同誌「鋼材・鋼管」の項参照。

(22) 以上引用順に「昭和十年上期 業務総誌」二二一ページ、同誌(同十三年上期)二二〇ページ、同誌(同一三年下期)二

- 二九ページ、同二三〇ページ。
- (23) たとえば「満鉄向鉄道関係品其他ニツキテハ其進出ニ各社必死ノ努力ヲ傾注シツツアリ」（昭和八年下期 業務総誌「一九五ページ」と同業者の動静を伝えている。
- (24) 三井物産「昭和五年上期 事業報告書」三二〇～三三三ページ。
- (25) 同「昭和七年下期 事業報告書」三三三～三四一ページ。
- (26) 同「昭和十三年上期 事業報告書」三一ページ、同下期三一ページ。
- (27) 「昭和十年上期 業務総誌」二二〇ページ。
- (28) 「昭和十四年上期 業務総誌」二二六ページ。
- (29) 前掲「事業報告書」（昭和十四年上、下期）各一七七ページ。
- (30) 「昭和五年上期 業務総誌」一七八ページ。
- (31) 航空機取扱の増加については「昭和十三年上期 事業報告書」三四一ページ、また中島飛行機株式会社との一手販売契約解除の件については以下の一九三七年三月二三日付中島喜代一発三井物産機械部長木村精三宛「弊社製品一手販売委託契約ノ事」書信参照（三井文庫所蔵未整理史料 契約関係書類）。
- 帝國陸軍航空本部関係購入品ニ対シテハ同当局ニ於テ弊社トノ直接取引ニ変更方要求有之、弊社トシテハ極力貴社經由取引ノ持統ヲ必要トスル所以力説致候得共、遂ニ本年四月迄日以降ハ直接弊社受註ノ已ムナキ事情ニ立至リ候間、全製品ノ全得意先ニ対スル一手販売権ヲ貴社ニ委託セル契約現存中甚ダ申訳無キ次第ニ候得共、本年四月迄日以降帝國陸軍航空本部管下ヨリ発註セラル、弊社製品ニ限り貴我一手販売契約ヨリ除外方枉ケテ御承認預リ度
- (32) 三井系各社への機械売込について第一〇回支店長会議において次のように陳述されている。「三井系諸会社ニ対スル当部進展ノ状態ハ（中略）最近二ヶ年間当部トノ間ニ売買サレシモノ、数字ハ、昭和五年度ニ於テ売込ハ千三百四十七万円、買付千三百六万九千円ニテ、大体売ト買ト一致セリ、昭和四年度ハ売ガ二千六百八十八万五千円、買ガ二千四十一万円ナリ、関係会社ヘノ売約ハ昭和五年度ノ総売約高ニ対シ一割八分、四年度ガ二割二分ニテ、此両年度ハ二割内外ノ売約ヲナセリ」（第十回支店長会議議事録「物産一九八 一二八ページ」）。
- (33) 三井文庫所蔵史料 物産三六九。

(34) 「國産品指定ノ場合除外ノ条項ヲ代理店契約ニ挿入ノ事」(「各店宛代理契約報告」) 所収 三井文庫所蔵未整理史料)。

(35) 「商売方針其他ニ関スル業務課長ノ指図」(三井文庫所蔵史料 物産三九六)。

(36) 以上の点については、いずれも三井文庫所蔵未整理史料の三井物産と各社との契約関係書類にもとずく。史料として、長、間契約関係にあつたサリバン社とロコモティブ社の事例を挙げておく。

American Locomotive Sales Corp. トノ代理契約解除ノ事

頭記会社トハ一九〇四年以来代理店関係ヲ結ビ同社販売ニ係ル American Locomotive Co. 製機関車並ニ其付属品ヲ日本、朝鮮、南滿州及支那ニ於ケル得意先ニ一手販売致居リ、其製品ノ優秀ナル事ハ一般ニ定評アリテ昔時鉄道省ヲ初メ朝鮮、南滿州及支那ニ於ケル各鉄道会社ノ註文ヲ蒙リテ多数輸入セルモ、近年ニ至リ此種機関車ノ内地製造家統出シ工作ノ技術モ進歩致シ態々海外ヨリ値段高キ製品ヲ輸入スル必要モナキ趨勢ト相成リ候為メ近來商内殆ソド無之候、又支那方面引合ニ対シテハ何レモ信用薄ク取引危険ナル状態ナレバ今後ノ商内ハ見込無之候、從ツテ此儘代理契約ヲ存続スル時ハ却テ束縛ヲ受ケ且製造家代表者タイタス氏ノ滞在費ノ分担ヲ余儀ナクセラル、ノミニテ不利益ナル為メ同社トノ代理契約ヲ解除致シ度希望ニ有之候ヒシモ同社トハ永年好關係ニアリ単ニ機関車ノ商売ノミナラズ他ニモ深キ關係アレバ代理店解約ニヨリ同社ノ感情ヲ害スヲ恐レ暫ラク機会ヲ待ツ事ト致シ候処、幸ヒ今回先方ヨリ支那方面ノ代理ヲ取消度シト申來リ候ニツキ当部ヨリハ前陳ノ方針ニ依リテ支那ノミナラズ日本ノ代理契約モ全部解約ヲ提案仕リ候処、同社ニテモ承諾致候旨紐育店ヨリ來電有之候(昭和五年八月十二日付機械部総務掛より各支店宛「各店宛代理契約報告」所収)

Sullivan Machinery Co. 製品ノ事

(同社製品は高価格で國産品に對抗できず、その対策が必要であることを述べたあと) 今後内地製品取扱ノ自由ヲ保留シサ社ト現存ノ代理店關係ヲ制限繼續致度ク、若シ右当社申出ニ対シサ社ガ不承諾ナラバ永年ノ好關係ナルモ同社トノ代理店契約ヲ解除スル事ニ製造家ト交渉中ニ御座候(中略) 東京支部鉦山掛ニテハ差当リコールカタターハ三池製作所製ノモノヲ取扱度ク、同所ニテハ試作中ノモノナルモ將來販売ハ当社ニ任ス意向アル故今ヨリ手ヨリ付ケ置度ク、小型空氣圧搾機(五十馬力以下)ハ東京北条鉄工所製ヲ、大型空氣圧搾機(五十馬力以上)ハ石川島造船所製ヲ、又ニューマテ



ツクツール類ハ日本空機機械工業所製ノモノヲ取扱度ク希望アリテ前記北条、石川島各製造家ニ対シテハ夫々提携方ニ付目下考慮中ニ御座候（昭和八年九月二五日付各支店宛本店機械部総務掛書信）

(37) 昭和八年六月十五日「代理店整理ノ事」（代理店問題代理製造家問題一搬）所収 三井文庫所蔵未整理史料）。

(38) 前掲「第十回支店長会議議事録」一二七ページ。

(39) たとえば浅田は同会議の同じ個所で日本のオリジナリティー技術製品は僅々であり、ほとんどが模造品か製造権の買収による製品であるとし、現在は国産奨励のために無闇に内地品を採用するが「結局日本ニ於テ生産的ニ不利不便ヲ生ジ、反動的氣勢ニ出ツルモ多々現ハル、ナラント考フ」（同右 一二六ページ）とか「國産奨励ハ内地製造家ニ取りテハ誠ニ重宝ナル武器ナルモ、我々ニ及ボス影響ハ主トシテ官庁ノ商売ニテ、民間ハ品質ガ第一デ値段ガ之ニ次グ有様ナリ」（同上 一二七ページ）と述べているし、また内外機械取扱品の利益率については「利益ノ決算ニ付テ見レバ、前期ノ如キハ外国品ノ利益合計ガ内地品ノ利益ニ比ベ倍位ナリ、更ニ昭和三年上季ヨリ六年上季ニ至ル七期間ノ平均ヲ見ルモ、外国品ヨリノ利益ハ計ハ内地品ニ比ベ一倍七分程ニ相当セリ、加之内国品中比較的利息率ノ多キ兵器及軍用品ヲ除外セバ、外国品ヨリノ利益ハ二倍二分強ト成ルナリ、要之外国品ノ取扱ハ内地品ヨリ利益多キ訳ニテ、言葉ヲ換ヘテ云ヘバ内地品ハ口銭率悪ク、金嵩ガ張りテモ利益ハ少キモノナリ」（同上 一二六ページ）とか「内地品ノ純利益率ハ取扱高ノ一・三九%、外国品ハ一・九五%ニテ其差〇・五六%、即チ外国品ノ方が甘味ガアル訳ナリ」（同上 二〇四ページ）と説明している。

(40) 同右 一二六ページ。

(41) 一例を挙げれば、一九二六年二月一日から国内一手販売契約を締結していた硫酸製造用焙焼炉の製作メーカーであるパシフィック・ファウンドリー会社（Pacific Foundry Co.）との契約解除の提案が、国内製品の發達を理由に一九三六（昭和一一）年七月一日に機械部長から業務課長宛に提出され、認められつゝ（Pacific Foundry Co. — Herreshoff Furnaces ノ一手販売代理契約解除ノ事）三井文庫所蔵未整理史料）。

(42) 前掲「第十回支店長会議議事録」一八五ページ。

(43) 以上については三井文庫未整理史料の製造権契約関係史料による。推定は通し番号が一から付してあり八五で終わっているためである。

(44) この点については前号『三井文庫論叢』第一六号の本稿（上）一四二ページ参照。

- (45) 昭和二年六月七日「バブコック エンド ウキルコックス会社ト提携新会社設立ノ件」(「取締役会決議録」所収)。
- (46) 同右 付属史料「バブコック エンド ウキルコックス会社ト提携新会社設立ノ事」(五月二十六日付機械部長発業務課長宛書信)によれば、「同社ハ当社へ一手販売権ヲ任カサズ取引上遺憾ノ点アリ、昨年バ社幹部メトカッフ氏ノ来朝ヲ機会ニ一手販売契約方交渉セシガ、同氏ヨリ此際一步ヲ進メ同社ノ投資セル禅馬鉄工所ヲ包含シテ新会社設立、之ニ当社モ出資シ「バ」社並ニ新会社ノ一手販売代理店トシ堅ク提携センコトヲ提議シ来レリ」と述べている。
- (47) 昭和三年二月一日「バブコック エンド ウキルコックス会社ト提携新会社設立ニ関シ各件変更ノ件」(「取締役会決議録」所収)。
- (48) 昭和六年八月四日「オーチス社ト提携、エレベーター製造会社設立方ノ件」(「取締役会決議録」所収) 付属史料でこの点について「オーチス エレベーター コムパニー輸出部長格蘭ゼラード氏昨秋来朝以来具ニ本邦市場ヲ調査シタル結果、日本ニ工場設置ノ必要痛感シ帰国致候ガ、今回次ノ提案有之候」と陳述してオーチス社ノ提案を紹介している。
- (49) 同右「オーチス社ト提携、エレベーター製造会社設立方ノ件」。
- (50) 昭和五年十一月四日「『キャリアー』式温湿度調整装置取扱ノ為メ新会社設立ノ件」(「取締役会決議録」所収)。なお、契約については三井文庫未整理史料にある。
- (51) 以上については三井物産「取締役会決議録」所収の関連提出議案および各期「事業報告書」(三井文庫所蔵史料 物産一九六)の「投資」の項による。
- (52) 昭和八年十二月五日「株式会社津上製作所増資株引受ノ件(八日決議)」(「取締役会決議録」所収)。
- (53) 昭和十年二月二十六日「萱場製作所ニ融資方並一手販売権獲得方ノ件」、昭和十一年十二月八日「株式会社萱場製作所へ追加融資ノ件」(「取締役決議録」所収)。
- (54) 昭和十三年五月三日「株式会社萱場製作所増資株式引受並旧債決済ノ件」(同右)。なお、振替分については二〇万円を残して、一九四二年末までに同製作所が買取ることを条件としている。
- (55) 昭和八年十二月十二日「東洋鋼材増資株式引受ノ件」(「取締役会決議録」所収)。
- (56) 昭和十二年一月十九日「東京航空計器株式会社株式引受方認可ノ件」(「取締役会決議録」所収)、「各店宛代理契約報告」所収の三井物産と東京航空計器株式会社との契約書(一九三八年四月三日付)より。

- (57) 以上については昭和八年一月五日「ウーステッド紡績機械製作試験工場設立ノ件」、同「染色仕上機械製造会社設立ノ件」（「取締役会決議録」所収）より。
- (58) 昭和十四年七月十八日「満州工作機械株式会社株式引受ノ件」、昭和十五年四月十六日「華北車輛株式会社へ玉造船所名儀ニテ出資ノ件」（「取締役会決議録」所収）。たとえば華北車輛の場合には投資理由として「同社、華北交通社ヲ中心トシ大陸交通器材社及内地車輛並ニ部分品製造者ヲ包含シ設立中ナルガ華北交通社總裁ヨリ出資参加方徳憑アリ且又当社トシテモ北支車輛商内ノ手掛リヲ作り置ク必要アリ、旁々業態上株式会社玉造船所名儀ヲ以テ本文ノ通り出資参加致度次第ニ候」（「昭和十二年四月十三日」「昭和飛行機会社株式一部引受ノ件」（「取締役会決議録」所収）。
- (59) 昭和十一年九月八日「株式会社奉天道兵所設立ニ付参加出資並役員就任認可ノ件」（同右所収）。
- (60) この組合については本稿(上)一四二ページ参照。
- (61) 「契約書」（三井文庫所蔵未整理史料）。同組合の組合員は池貝鉄工所、新瀉鉄工所、東京瓦斯電気工事、大隈鉄工所、唐津鉄工所であり、「満州国」とソ連を除く諸外国への一手販売を三井物産が請負った。
- (62) これらの点については昭和三年十一月二日「Pan社ノ日本ニ於ケル共同経営」（機械部倫敦支部長宛大阪機械支部長書信）、昭和三年十二月十五日「プラット社ノ日本ニ於ケル共同経営」（大阪機械支部長宛機械部部長返書）（「契約書」書類三井文庫所蔵未整理史料）。
- (63) 以上については昭和五年十二月二十二日「プラット社重役来朝ノ件」（機械部部長宛大阪機械支部長書信）、同六年二月十八日「プラット社重役ビゼット氏来朝ニ就テ」（東京機械支部長、同上海、名古屋支部長宛大阪機械支部長書信）より。
- (64) この点については『四十年史』（豊田自動織機製作所）一五一～一五二ページ参照。プラット社は豊田自動の製造権による織機製造をまったく行なわなかったと言われ、この点にプラット社の意図が端的にあらわれている。
- (65) 昭和六年四月二十二日「プラット社、豊田式織機会社及豊田自動織機製作所協同作業案ノ事」（大阪機械支部長赤井久義宛本店機械部浅田美之助書信）。
- (66) 「プラット社及両豊田社協同新会社設立計画ニ就テ」（東京、大阪機械支部長宛ロンドン機械支部長書信）。
- (67) 昭和六年十一月十一日「豊田機械販売機関設立案ノ事」（南条常務取締役宛大阪機械支部長書信）。
- (68) 一九三二年一月一日付で上海機械支部長は、本店機械部部長宛に次のような要請をしている（「プラット社東洋代理店」
- (69)

件)。

支那代理店ノ件ハ現在ニ於テハ Boycottノ為当方ノ活動思フニ任セズ对支那人商売ハ稍不利ナレドモ当地同業者「rading (Doxeyノ代理店) Calder marshall (Dobson), Arnhold (Asa Less), Scott Harding (Howard) 等ハ何レモ活動カ鈍ク從來共左シタル成績ヲ挙げ居ラヌニ反シ当社ハ多年ノ努力ニ依リ支那人紡績中有力ナル先ニハ Platt紡機ヲ納入セザル先ナキ迄ニ至リ最近数年間ノ如キハ殆ンド当社ノ独舞台タル觀アリ、此点 Plattハ勿論同業者間ニモ認メラル居ル管ナリ(中略) 当社ヲ代理店トスル事ガ恒久良策ナル事ヲ Plattヲ通シテ然ル可ク説明有利ニ交渉セラレタシ、若此案通過セザル場合ハ Platt製品丈ニテモ從來通り当社一手販売ノ事協定出来ヌカ精々尽力願ム

(70) たとえば先の十一月一日の南条宛大阪機械支部長の要請に対して南条は次のようなコメントを付している。

販売会社案一考ヲ要スルモノト思フ、暫定的販売組合ノ方策ナラズヤ、販売会社ヲ直チニ作ルハ英国側トノ交渉六ヶ敷ナル可能性ナキニアラズ、又販売会社ヲ通シテ物産ガ商売ノ主体トナルコトノ利益ヲ疑ハレ物産ノ介在ヲ輕クスルニ至ル憂ナキヤ

(71) 一九三二年一月八日の上海機械支部長宛本店機械部長の返信で、両豊田の生産と中国市場との関係について以下のように述べている。「一、両豊田ノ製造能力ガ果シテ支那注文ニ迄応シ得ル様急速ニ拡張出来ルヤ否ヤ、トノ事ニ候ガ、両豊田ハ目下何レモ工場拡張中ニ有之、完成ノ晝ハ製産額精紡機日産百台、四万鍾ニ上リ年四十八万鍾ト相成リ從來内地紡績拡張平均三十万鍾トシテ十八万鍾ノ過剩ハ支那方面ニ売捌キ得ル事ト相成リ、從來ノ例ニ徴スルモ当社ニテ引受ケ得ル支那注文ニ対シ供給出来ザル事モ無之様存候、豊田式ノ如キハ輸出方法得意先ノ不満ニ終始致居ルトノ御申越ニ候ガ輸出方法ノ如キハ慣ル、ニ從ヒ追々改善セラレ御満足ヲ得ルニ至ル事ト存候、尚申上グル迄モ無之候得共日本ノ紡績製造工業ハ近来目覚マシキ発達ヲナシ日本内地ノミナラズ支那方面迄モ追々日本製品ノ発展スベキハ此後ノ大勢ニ有之候間、貴方ニ於テモ右御考慮ニ預リ此後共宜敷御尽力ニ預リ度御依頼申上候」(「プラット社支那代理権取消ノ事」)。

(72) 昭和七年一月二十二日「英紡績機合同会社代理店ト豊田製品取扱ノ事」(ロンドン機械支部長宛本店南条常務取締役書信)のなかに相手の提案が示されている。

(73) 右の南条書信のなかで、南条はこの点に触れ次のように述べている。

内地製品益々向上シ両豊田ノ如キ昨今ノ不況ニテ一般機械製造業者ノ悲境ニ苦シミ居ル際ニモ不拘、注文輸送需要ニ応

シ切レザル如キ有様ニテ、昨年ビセツト氏来朝ノ当時ニ比スレバ一層優勢ナル立場トナリ、両社共目下工場拡張中ニテ近々完成ノ暁ハ両社併セテ年産約四十万錠、価格ニ於テ約壹千万円ノ製造能力ヲ有スル事ト相成申候

もう一例をあげると、英国紡績機械製造会社リーター社幹部が来日し日本の紡績会社の意見を聴取した折に、東洋紡種田常務は、リーター社幹部に次のように話したと報告されている（昭和七年二月二十二日本店機械部長宛大阪機械支部長書信「リーター社今後ノ方針ニ就而」）。

内地紡績製造会社今日ノ発達セル状態ニテハ輸入機械ハ殆ンド将来望無クリーター社トシテハ内地メーカート提携シテ其専売特許ヲ使用セシメ其代償トシテ若干利益ヲ得ル様ニ致スヨリ日本ニテハ多クヲ期待出来ザル

(74) 昭和七年三月三日「英紡績合同会社代理権ト豊田製品取扱ノ事」(ロンドン機械支部長宛南条常務取締役書信)。

(75) 昭和七年三月二十六日「英紡績合同会社代理権ト豊田製品取扱ノ事」(大阪機械支部長宛本店機械部長)。  
また、大島ノ署名で以下のような鉛筆のコメントが加えられている。「両豊田販売会社ヲ起ストモ三井ガ関係シ居ル事ハ直ニ分ル故、三井ガ計画的ニスル方法ヲ樹ツル事必要ナリ、即チ三井ハ両豊田ヲ公然ト取扱フ様ニシ『マーヂャー』ノ一手販売ヲ当社ニ収メントスルカ如キ無理ノ案ハ見会ス方宜シカラン」。

(76) 昭和七年四月七日「英紡績合同会社代理権ト豊田製品取扱ノ事」(本店機械部長宛大阪機械支部長書信)。  
これ以前にも三月三〇日に本部宛に次のような反論をしている。「如此機関(販売会社のこと)引用者無クシテハ将来両豊田『コントロール』スル事ハ全く不可能ニ御座候、(1)近年紡績会社ハ総テ内地製造会社ニ対シ直接販売ヲ懲進致居リ特ニ当社ニ口銭ヲ支払フ事ヲ嫌ヒ居候、之レハ無理カラヌ事ニテ東洋レイヨンノ如キ純然タル当社ノ傍系会社サヘ豊田ニ対シ絶対ニ当社ヲ通サズ口銭モ支払ハザル事ヲ強要致居リ、当社ハ従来ノ如ク表面内地売買ニ於テ仲介業タル機能ヲ失ヒツ、アル事ハ注意ヲ要シ申候」。

(77) 四月一日付本店機械支部長宛ロンドン機械支部長来電。

(78) 昭和七年七月十六日「英国紡績製造会社トノ契約案」。

(79) 昭和七年十二月八日「Textile Machinery Makers, Ltd. トノ代理契約ノ事」(本店業務課長宛機械支部長報告)。

(80) 物産側原案に対する修正は、「当方原案中四頁八行目 The Six Companiesノ次々 "in the mutual interest of all parties

concerned」ノ字句ヲ挿入且当社口銭五歩ヲ六歩ニ増加シタル外給テ原案ヲ基トシ……」(同右)。

(81) 「両豊田製品統制決議」(昭和七年六月十八日付豊田式織機株式会社社長兼松照三井物産大阪支店長田島繁二書信添付書類)。

(82) このスクープは、記者の談によれば、兼松氏より聴取とのこと(昭和七年六月廿日「両豊田ブル統制ノ事」本店機械部長宛名古屋支店長書信)。

(83) 契約書類在中。なお、豊田自動については「事業報告書」の一手販売契約の項目に記載されていない。恐らくプラット社へ一定の製造販売権を譲渡しているためと思われる。

(84) 三井物産機械部長浅田美之助宛豊田自動織機製作所豊田喜一郎書信添付書類。

(85) 一九三四年一月二〇日の「第一三回水会々議録」(抜粋)の冒頭で司会役にあたった三井物産田島常務が次のように報告している。「印度輸出商内ニ対シ英国紡機製造合同会社ヨリ販売協定方内密ニ相談アリタル件ニ就キ御相談致シマス、倫敦ノ店カラ内々英国紡機製造合同会社々長プレストン氏ヨリ最近印度市場へ日本製紡機ガ這入ッタガ今カラ協定シテ置キタ

イガ出来ヌモノカト内相談ガアッタト報告ガ来マシタ、此話ハココ文ケノ話トシ極内ニ御願致シマス」。

(86) 昭和十年一月二十二日「英国紡機製造合同会社々長提案両豊田ト協定ノ事」(倫敦支店長宛田島常務取締役)。

(87) 以上については『四十年史』(株式会社 豊田自動織機製作所) 一四九〜五〇ページ。

(88) この点は「覚書」(芝浦製作所—三井物産)および契約書(芝浦製作所—I・G・E)(三井文庫所蔵未整理史料)による。

(89) 昭和二年三月四日「芝浦製作所問題ノ事」(東京・大阪・門司各支部長、名古屋支店長宛機械部長書信三井文庫所蔵未整理史料 契約書関係書類所収)。

(90) 昭和二年六月四日「芝浦製品販売並ニ千代田組ノ事」(契約書類在中)。

(91) 昭和二年八月五日「芝浦製作所製品販売協定ニ就テ」(同右)

(92) 昭和二年十二月十六日岩原謙三宛安川雄之助書簡付属書類。

(93) 昭和二年十二月二十一日「芝浦製品販売ニ関シ千代田組ト覚書交換ノ事」(大阪・門司・名古屋各支店長宛本店機械部長書信付属書類)。

(94) 「芝浦製品販売現状」(契約書類)。

(95) 三井文庫所蔵未整理史料。

(96) 大正十三年四月十二日「米國G E会社製品代理販売権ニ就テ」（本店機械部長）において、この点に關し次のように述べている。

米國G E会社製品ハ当社其販売権ヲ有シ二十有余年ニ亘リ当部ニ於テ一手ニ取扱ヒ来リ候処、一九一九年ノ交ニ於テG E社及芝浦製作所製品ノ取扱ヲ統一セン方針ノ下ニG Eノ代理販売権ヲ芝浦製作所ニ移讓セラレタルモノニテ爾來五年未ダ統一機關ノ設立ヲ見ザル為メ当社ハ従前ノ通りG E製品ヲ一手ニ取扱ヒ居ル次第ニ御座候、然ルニ同代理権ハ現契約ノ規定ニヨリ芝浦製作所ノ専有スル所ニシテ当社芝浦間ニハ何等ノ協約無ク当社ハ単ニ同所ノ代理トシテ販売権ヲ執行スルノ機關ニ過ギズ、日常業務上ニ於テモ其行動ヲ拘束サル、所多ク、從テ兩社相互ニ不便ヲ感ズル事至大ナル有様ニテ此儘ニ推移スル時ハ現下ノ激甚ナル競争場裡ニ立チテG E芝浦兩社製品トモ其販売所期ノ成績ヲ挙グルハ至難ノ事ニ屬スベシト思惟罷在候、故ニ茲ニ速カニ兩社製品販売ニ關スル機關ヲ統一シ当社各店ノ販売機關ト芝浦製作所ノ技術トノ円滑ナル運用ヲ計ルハ緊要必須ノ事ト存候（中略）、G E、芝浦兩社製品販売發展策トシテ最善トモ云フベキモノハ先ツ左ノ方法ヲ措キテハ他ニ無カルベシト存申候、即チ

(一)芝浦販売部ノ一部ト三井電気掛ヲ合同シ三井機械部ヲシテG E、芝浦兩社一手代理店トシテ製品ノ販売ニ當ランムル事

(二)この説明のあと改善の策として次の方策を掲げている)

(三)完全ナル統一機關ノ設立セラル、迄ハ三井物産ガ名実共ニG E製品ノ一手販売者タルコト  
(やはり右の説明のあと残る方策として以下の方法を掲げている)

(四)芝浦、三井兩社出資ノ下ニ独立会社ヲ創設シ芝浦販売部ト三井電気掛ヲ拵ゲテ之ニ併合スルコト  
以上の方策を提起している。

(97) 昭和三年九月十二日「I G E小物類取扱方法協定ノ事」（各機械支部長宛機械部長書信添付書類）、同年九月二十四日「I G E家庭電氣器具類輸入販売手続ニ関スル覚書ノ事」（東京支部電氣掛、陳列所、本店受渡掛、紐育支部宛本店機械部総務掛書信）および昭和三年九月一日「I G Eマーチャンダイズ販売協定」（契約書類）より。

(98) 昭和七年十二月一日「芝浦商品一手販売ニ就テノ申合」（契約書類所収）。

(99) 昭和三年七月三十一日「内外電熱器販売組合申合」(契約書類所収)。

(100) 昭和四年一月十日「内外電熱器会社製変圧器ノ取引ニ関シ千代田組ト覚書交換ノ事」(契約書類)。「変圧器へ従来千代田組ガ一手販売致居リ候処、昨年当社ト内外社ト関係ヲ結ビ候ニツキ、此際千代田組ノ仕入ハ全部当社ヲ經由セシメ……」

(101) 昭和九年一月二十四日「芝浦製品取扱口銭ノ事」(契約書類)。従来ノ取扱口銭は一定せず引合ノ都度交渉を要するため不便であるとし、以下のように打合。

一、商品其他別ニ規定セルモノヲ除キ一般芝浦製品ノ取扱手数料ヲ次ノ如ク定ム(\*一般商品化セル小物…欄外書込)

台湾・朝鮮・満州・支那其他海外諸国ヨリノ註文品……三%

其他……二%

二、「ターボゼネレーター」水車発電機製品ト共ニ販売スルモノニ対シテハ供給区域ノ如何ヲ問ハズ総(ベテ二)%トス

三、己ムヲ得ザル事由ニヨリ特別ノ値引ヲナシタル場合ニハ両社打合セノ上右口銭ヲ変更スル事アルベシ

このように従来五%近い口銭を二~三%に引下げているし、湯浅の場合にも一九一七(大正六)年の「覚書」で五%と規定された口銭料が、一九三四(昭和九)年四月三〇日の契約書では三・五%と規定されている(いずれも契約書類)より。

(102) 契約書類所収。

(103) 「草案」および「I・G・E社と芝浦製作所間の新契約案の概要」(契約書類所収)。

(104) 「GE芝浦契約更改草案ニ就テ」(「GE、芝浦契約更改草案ニ対スル考査」所収 契約書類所収)。

(105) 三井物産・千代田組宛芝浦製作所商務部長井田幸治書信。

(106) 昭和十四年一月三十一日「芝浦製作所製標準電動機其他ニ関スル申合セノ事」(総務部長宛機械部東京支部商品掛書信)。

(107) 「東辺道引合電気炉及大同社ノ満州進出」(契約書類所収)。

(108) 「覚書」(契約書類所収)。

(109) メモ「芝浦ノ三井販売機関ノ強化策」(契約書類所収)。

(110) 昭和十五年一月十日「当社―東京芝浦電気株式会社間販売契約成立ノ事」(各支店・支部長宛本店取締役書信)。

(111)(112) 同右。

(113) 昭和七年三月二十九日「米國四機械工具製造代理契約解除ノ事」(本店機械部総務掛)。なお、日本における工作機械の発



1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

展については沢井実「日本工作機械工業の発展過程」（『土地制度史学』九七号）参照。

(114) 「Van Norman Machine Tool Co. 代理契約取消ノ事」（契約書類所収）。

(115) 昭和七年十二月十四日「機械工具代理権ノ事」（大阪支部雑機材料掛宛本店機械部総務掛）。

(116) 昭和八年四月一日「工作機械代理店契約ノ事」（大阪機械支部長宛本店機械部長書信）。

(117) 昭和八年四月十二日「工作機械商内ノ事」（倫敦機械支部長宛本店機械部長書信）。

(118) 昭和八年四月七日「Consolidated Machine Tool Corp. U.S.A. 代理契約解除ノ事」（各店宛本店機械部書信）。

(119) 昭和八年十一月二十五日「Jones & Lamson Machine Co. 一 手販売契約解除ノ事」（本店機械部書信）。

(120) 昭和十二年十一月二十二日「米国 Ferracute Machine Company 一 手販売契約解除ノ事」（契約書類所収）。

〈付注〉 本稿(上)(前号)の所収表等において誤記・誤植があったので左記のように訂正。

付 注

〈第7表〉

(輸出)

1932年 7位 英領インド → 蘭領インド  
1940年上 6位 満 州 → 英領インド

(輸入)

1936年 5位 南領インド → 蘭領インド

〈第11表〉

147ページ

単 位      %      →      倍  
7行目 台湾電力へ → 台湾電力へ  
470万円の → 470万円の

〈付表1〉

1925年	繊維類合計	356,499	→	351,491
〃	そ の 他	34,792	→	39,792
1927年	大 豆 油	27,825	→	27,835
1930年	人 造 絹 糸	10,815	→	10,819
1934年	雑穀・種子	19,184	→	19,148
1935年	肥料・飼料類合計	138,239	→	138,269
〃	そ の 他	67,164	→	67,134
〃	セメント	34,829	→	34,827
1936年	綿 布	43,249	→	33,299
1937年	麻 類	31,020	→	51,210
〃	繊維類合計	340,673	→	365,836
〃	食料品合計	416,678	→	416,680
〃	硫 安	42,644	→	42,634
〃	肥料・飼料類合計	175,127	→	175,118
1940年	薬 品 類	122,388	→	103,856
〃	硫 安	67,716	→	67,761
〃	銅 料	43,820	→	42,820

付表4 (つづき)

製造家名	期 間	1930～	33～	37～	合計
		32年	36年	39年	
		千円	千円	千円	千円
<b>日本(好関係)</b>					
五十嵐商店		—	1,053	—	1,053
千代田組		—	175	891	1,065
電業社原動機製造所		187	1,049	16,639	17,875
荏原製作所		11	764	3,319	4,094
藤倉工業会社		104	756	1,799	2,660
今村製作所(門司)		—	121	1,156	1,277
石川島芝浦タービン社		—	343	23,486	23,829
汽車製造会社		—	199	1,149	1,348
神戸製鋼所		—	1,937	3,118	5,055
川崎造船製鉄工場		—	10,559	485	11,044
栗本鉄工所(大阪)		—	377	2,533	2,910
増成動力工業会社		—	1,066	5,861	6,926
三井鉱山(三池製作所)		198	2,029	3,893	6,120
日本鋼管		171	1,066	—	1,237
日本製鋼所		6,376	17,551	28,670	52,597
日本製鉄株式会社		11,529	48,360	533	60,422
新潟鉄工所		126	608	1,894	2,629
大阪機械製作所		52	601	733	1,386
セーダーバーグ組合		—	—	3,916	3,916
三機工業株式会社		371	1,121	2,263	3,755
園池製作所		1,154	271	360	1,785
住友別子銅山		—	3,036	67	3,103
住友機械製作所		—	—	2,905	2,905
田中計器製作所		—	—	3,475	3,475
大華窯業公司(大連)		—	—	1,015	1,015
泰平組合	☆	1,698	2,991	12	4,701
玉造船所		1,689	5,104	5,895	12,688
東海電極製造会社		—	479	591	1,070
東京石川島造船所		3,632	22,159	48,025	73,816
東京電気株式会社(旧東京電気無線)		—	61	1,550	1,611
東洋オーチス・エレベーター会社		336	702	246	1,284
東洋キャリア工業株式会社		—	838	983	1,822
東洋製鋼株式会社		119	337	709	1,166
鶴見製鉄造船(浅野造船所製鉄部)		—	2,941	32	2,973
浦賀船渠		—	4,186	174	4,360
若津鉄工所		—	658	1,341	1,999
横河橋梁製作所		1,536	5,284	6,362	13,182

出典) 第35表と同じ。

注) \*印メーカーは途中より契約解除(好関係に移行あるいは取引消滅)。好関係メーカーのなかには途中より代理契約(特定商品)を締結したものもある。契約関係にあっても取引のない場合には掲載せず。製造家名は原史料のまま。千円未満四捨五入。合計値は元の数値を千円未満四捨五入。※印は工作機械メーカー、☆印は兵器・航空機メーカー。

1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

付表4（つづき）

製造家名	期 間	1930～	33～	37～	合計
		32年	36年	39年	
京三製作所		千円 166	千円 1,004	千円 2,058	千円 3,227
満州住友鋼管株式会社		—	961	7,679	8,640
守谷定吉商店		137	334	1,045	1,517
メヤム自転車組合		313	6,667	1,648	8,627
日本エヤープレーキ株式会社		340	407	852	1,599
日本碍子株式会社		352	1,644	6,318	8,314
日本グリーンレスプリンクラー会社		—	210	1,359	1,569
日本カーボン株式会社		—	729	4,387	5,116
日本木管株式会社		2,501	4,060	5,067	11,628
日本パイプ製造株式会社		209	1,891	2,163	4,263
日本車輛製造会社		2,517	19,905	34,377	56,799
日本バルブ製造株式会社		—	953	5,534	6,487
中島飛行機株式会社	☆	31,694	88,724	153,569	273,987
酒井鉄工所(大阪)		—	—	5,967	5,967
芝浦マツダ工業会社(特殊合金)		—	331	4,740	5,071
住友製鋼所	} 1935.9合併 住友伸銅鋼管 } 住友金属(株)成立	1,902	24,531	37,576	65,016
住友伸銅鋼管		1,007			
武田鉄工所		—	220	1,363	1,584
田中機械製作所		241	3,411	5,607	9,260
東京電気株式会社		854	1,693	1,231	3,779
東京計器製作所	☆	5,542	13,245	35,995	54,782
東京航空計器株式会社	☆	—	—	16,431	16,431
東京芝浦電気株式会社(芝浦製作所)		11,266	56,463	112,631	180,360
東洋パプコック株式会社		7,971	41,190	42,521	91,682
東洋ファイバー株式会社		219	727	833	1,778
東洋針布製造株式会社		—	1,817	2,277	4,095
東洋精機株式会社		107	618	3,090	3,815
巴組鉄工所		1,516	5,279	15,152	21,947
豊田自動織機製作所		7,670	19,879	26,385	53,934
豊田式織機株式会社		6,533	29,881	25,550	61,964
梅田製鋼所		1,456	4,796	2,410	8,662
湯浅蓄電池製造株式会社		3,885	6,540	15,817	26,242
(戸畑鋳物株式会社)		1,256	—	—	1,256

付表4 (つづき)

製造家名	間 期	1930~	33~	37~	合計
		32年	36年	39年	
		千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
<b>フランス(好関係) 全店</b>					
Avions Caudron		—	13	—	13
Dalle Frères		—	2	—	2
Electrodes de La Savoie		—	—	47	47
L'air Liquide		—	31	—	31
Louis Breguet		1	72	—	73
Optique et Précision de Levallo		—	—	24	24
Renault Société des Usines		—	10	—	10
Société d'application des Machine Motrices		—	9	—	9
<b>デンマーク(代理関係) 全契約店</b>					
Burmeister & Wain, Ltd.		17	6	—	24
Scheitel & Co.		—	6	—	6
Smidth & Co., F. L.		46	167	29	242
		千円 —	3, 325	2, 777	6, 102
<b>スウェーデン(代理関係) 全契約店</b>					
Electrolux, A. B.		3	2	—	5
Helsingborge Antegelbruk		0	2	—	3
Ofbergard & Co.		—	6	—	6
<b>スイス(好関係) 全店</b>					
Elektrokemisk Industri		—	—	126	126
Magg Gear Grinder Co.	※	—	—	11	11
Sulzer Bros.		千円270	1, 418	131	1, 820
<b>日 本(代理関係) 合計100万円以上の取引製造家</b>					
		千円	千円	千円	千円
安全索道商会		574	2, 160	6, 157	8, 891
大同電気製鋼所帝国発条製作所		152	2, 354	5, 712	8, 218
藤倉電線株式会社		3, 024	14, 200	17, 200	34, 424
発動機製造株式会社		26	755	2, 605	3, 385
加藤製作所		10	1, 118	3, 045	4, 172
萱場製作所	☆	—	1, 535	6, 205	7, 741
木下鉄工株式会社		—	1, 322	1, 410	2, 731
高速機関工業株式会社		—	1	2, 328	2, 329

1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

付表4（つづき）

製造家名	期 間	1930～	33～	37～	合計
		32年	36年	39年	
		千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
Koppers Heinrich G. m. b. H.		—	—	297	351
Krebs & Co.		—	13	—	13
Lurgi Gesellschaft		—	—	205	205
Mannesmann Rohrenwerke		—	—	30	30
Maratti Internationaler Maschinenverkuaf		—	22	—	22
Maschinefabriksk Froriep G. m. b. H.		—	25	—	25
Meer A. G. München		—	137	160	297
Mitteldeutsche Stahlwerke A. G. Riesa		—	67	27	94
Norddeutsche Seekabel Werke		14	—	—	14
Orenstein & Koppel		—	—	14	14
Rheinmetall-Borsig		—	—	80	80
Rohren Verband G. m. b. H.		33	42	—	75
Ruhr Chemnie A. G.		—	106	385	490
Schloemann A. G.		—	—	238	238
Stahlunion Export G. m. b. H.		9	37	—	46
Vergasungs Industries A. G.		—	23	28	52
Walzmaschinenfabr, Aug. Schmitz		29	—	—	29
Wachen Dr. Alexander		—	34	—	34
Wilke Werke		—	—	23	23
Zeiss Carl, Jena		—	53	—	53
フランス(代理関係) 全契約店					
J. Carpentier		185	—	—	185
Louis Breguet	☆	960	—	—	960
Marc Simon		140	—	—	140
Paul Viet		9	2	—	11
Société Des Moteurs, Gnome et Rhône		—	33	—	33
Société Generale Aéronautique	☆	2	—	—	2
Société Henri Maurice et Dick Farman	☆	0	0	—	1

付表4 (つづき)

製造家名	期 間	1930~	33~	37~	合計
		32年	36年	39年	
Firth Shomas & John Brown, Ltd.		千ポンド 26	千ポンド —	千ポンド —	千ポンド 26
Guland Ltd., J. K.		4	8	—	12
Holtzer Jacob		—	—	56	56
Hopkinson, Ltd.		2	20	—	22
Hyde & Co. Robert		31	0	—	32
Linotype & Machinery, Ltd.		10	—	—	10
Meredish Jones & Sons J.		12	9	1	22
Prince Smith & Stells, Ltd.		11	96	26	133
Sankey & Sons Ltd, Joseph.		16	1	—	17
Vickers Armstrong Ltd.	☆	15	2	—	17
ドイツ(代理関係) 全契約店					
Maffei A. G.		5	—	—	5
Mercedes Büromaschinen Werke	}	千ドル 2	3	1	6
		千ドル 1	—	—	1
Simon A. G.	}	千ドル 2	9	—	11
		千ドル 19	—	—	19
Nitzche Max & Co.*		4	14	—	25
ドイツ(好関係) 合計1万ポンド以上の取引製造家					
Askania-Werke		—	—	15	15
August Klöenne		—	—	200	200
Bamag Meguin A. G.		—	—	48	48
Bayerische Flugzeugwerke		—	—	55	55
Böhme Fettchemie		—	—	23	23
Demag A. G., Duisburg		4	339	1,131	1,473
Didier Werke		—	—	437	437
Durener Metall Werke		—	—	91	91
Ferrcstaal A. G. Essen		31	57	—	88
Friedrich Krupp		5	72	235	312
Ges. Für Wärmetechnik		—	—	47	47
Henschel Flugzeugwerke		—	—	73	73
Hydraulic G. m. b. H, Duisburg		1	50	332	383
Junkers Flugzeug u, Motorenwerke		—	—	274	274
Klockner Eisenhandel A. G., Essen		41	17	—	58

1930年代における三井物産会社の展開過程（春日）

付表4（つづき）

製造家名	期 間	1930～	33～	37～	合計
		32年	36年	39年	
		千ドル	千ドル	千ドル	千ドル
Symington Gould Corp.		—	—	283	283
United Engineering & Foundry Co.		—	214	8,086	8,301
U. S. Hammered Piston Ring Co.		—	—	111	111
U. S. Steel Products Export Co.		880	362	81	1,322
Western Pipe & Steel Co.		—	—	206	206
Wilcox Rich Corp.		—	—	829	829
イギリス(代理関係) 合計1万ポンド以上の取引製造家					
		千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
Babcock & Wilcox, Ltd.		391	60	692	1,144
Barber & Colman, Ltd.		20	12	0	32
Bristol Aeroplane Co., Ltd.	☆	21	2	—	23
British Ropes, Ltd. (Geoge Cradock)		9	5	2	17
British Thomson Houstor Co., Ltd. (*以降 好関係)		16	* 4	—	20
De Havilland Aircraft Co., Ltd	☆	15	22	—	37
Jardine John, Ltd.	※	—	30	8	38
Laurence, Scott & Electro-Motors, Ltd.		12	—	—	12
Law Samuel & Sons		33	50	21	104
Mather & Platt, Ltd.		28 千円 1,087	0 1,482	1	2,519
Platt Bros. & Co., Ltd.		2	—	—	2
Ruston & Hornsby, Ltd.		21	17	—	38
Sykes Joseph Bros.		301	314	175	791
Textile Machinery Makers, Ltd. (Platt Bros., Co.)		566	13	5	584
イギリス(好関係) 同上					
Boiler Furnace Co.		—	7	9	16
Cameron & Sons, David.		58	9	—	67
Chemical Eng. & W. P. Furance Co.		15	—	—	15
Colmeta Expt. Co.		8	31	—	40
Craver Bros.		—	6	—	6
Dronsfied Brothers.		28	19	1	49
Fiat Company, Ltd.		13	—	—	13
Fairbairn Lawson C. B., Ltd.		4	30	47	82

附表4 (つづき)

製造家名	期 間	1930～	33～	37～	合計
		32年	36年	39年	
Remiagton Rand Inc., Ltd.*		千ドル 228	千ドル 253	千ドル 164	千ドル 646
Sperry Gyroscope Co.	☆	182	291	512	984
Studebaker Pierce Arrow Export Co.		242	—	—	242
Sullivan Machinery Co.		250	—	—	250
United Aircraft Exports.	☆	—	200	2,562	2,761
Van Norman Machine Tool Co.		—	53	492	544
Walter Kidde & Co.	※	65	75	43	182
Wurner & Swasey Co.	※	—	401	3,061	3,462
Wm Sellers Co.		—	—	282	282
Wright Aeronautical Corp.*	☆	100	152	662	814
アメリカ(好関係) 同上					
Andrews & Geoge Co.		248	83	61	392
Ajax Mfg. Co.		—	9	475	484
Aluminum Co. of America.		—	—	454	454
Baldwin Southwark Corp.		—	—	130	130
Bethlehem Steel Export Co.		227	418	1,812	2,457
Canton Drop-Forging & Mfg. Co.		—	—	175	175
Dorr Comany		—	—	217	217
Douglas Aircraft Corp.	☆	—	873	3,970	4,843
Edgewater Steel Co.		—	—	181	181
G. A. Gray Co.		—	—	240	240
Hazelett Metals, Inc.		—	84	170	254
Hydraulic Press Mfg Co.		—	—	349	349
Hyman Michalls Co.		—	—	126	126
Jones & Lamson Machine Co.	※	—	19	135	154
Kellogg Co. M. W.		455	181	—	637
Magor Car Corp.		—	—	174	174
Mccabe & Sheeran Machinery Co.		—	—	261	261
Monsanto Chemical Works.		—	409	463	872
New England Newspaper Supply Co.		77	33	2	112
Norma-Hofftman Bearing Corp.		—	—	168	168
Northrop Corp.		—	312	1	313
Rever Copper & Bran Corp.		—	—	164	164
S. K. F. Industries, Inc.		—	—	106	106
Standard Forging Corp.		—	—	484	484



1930年代における三井物産会社の展開課程（春日）

付表4 主要製造家売約高推移（1930～39年）

製造家名	期 間	1930～	33～	37～	合計
		32年	36年	39年	
		千ドル	千ドル	千ドル	千ドル
アメリカ(代理関係)合計10万ドル以上の取引製造家					
Accounting & Tabulating n/c Corp.*		207	181	—	389
American Machine & Foundry Co.		91	49	8	148
American Tool Works Co.	※	—	150	799	949
Bailey Meter Co.		67	45	16	127
Bendix Aviation Corp. (Eclip)	☆	31	169	1,059	1,259
Brayaut Chucking Grinder Co.	※	—	53	953	1,005
Bucyrus Erie Co.		331	3	386	720
Bullard Co.	※	—	53	1,345	1,398
Cameron Can Machinery Co.		36	64	35	135
Chambersburg Engineering Co.	※	—	—	371	371
Cone Automatic Machine Co.		—	5	194	199
Consolidated Expanded Mental Co.	※	140	—	—	140
Excello Aircraft & Tool Corp.	☆	—	57	708	765
General Aviation Mfg Corp. (Fokker Aircraft Corp.)	☆	196	39	—	236
Gidding & Lewis Machine Tool Co.	※	—	86	502	588
Gould & Eberhardt Co.	※	—	88	556	644
Grahm Paige International Corp.		171	6	—	177
Hall Planetary Co.	※	—	—	168	168
Hamilton Standard Propeller Corp.	☆	170	150	—	320
Hepperntall Co.	※	—	—	172	172
Hoe & Co., R. Inc.		84	—	32	115
Int. General Electric Co.		617	175	931	1,723
Johns-Manville Corp.		30	51	30	111
Kollsman Instrument Co.		—	103	15	118
Kearney & Trecker Corp.	※	—	880	5,511	6,391
La Pointe Machine Tool Co.	※	—	9	274	283
Leland Gifford Co.	※	—	9	116	124
Mosler Safe Co.		71	56	31	159
National Broach & Machine Co.		—	—	325	325
National Supply Co., of California		451	544	150	1,145
Nordberg Mfg. Co.		1	32	98	130
Norton Co.	※	9	450	2,034	2,494